

ODA 評価ガイドライン

第3版

外務省経済協力局開発計画課

2006年5月

◆目次◆

第 1 章

評価の歴史	1
1.1 評価の起源	1
1.2 評価の発展	4
1.3 評価の制度化	6

第 2 章

評価の基本概念	1 2
2.1 評価の定義と種類	1 2
2.2 評価の目的	1 6
2.3 評価の基準	1 6
2.4 評価に用いる情報収集・分析手法	1 7

第 3 章

外務省における ODA 評価	2 0
3.1 背景	2 0
3.2 実施体制	2 8
3.3 目的と機能	3 3
3.4 評価形態	3 6
3.5 評価基準	4 0

第 4 章

ODA 評価の実施	4 3
4.1 事務的手続きの流れ	4 3
4.2 評価の実施方法（評価手法）	4 8
（1）国別評価	4 8
（2）重点課題別評価	5 3
（3）セクター別評価	5 6
（4）スキーム別評価	5 9

参考資料

評価の枠組み・目標体系図（参考例）	i
評価関連用語	xiii
参考文献及び関連 WEB サイト	xxix

評価の歴史

第1章

本章では、評価の目的や対象がいかなる背景で発展していったのかを時代の流れとともに概観する。

1.1 評価の起源

評価の起源は諸説あるが、20 世紀初頭にさかのぼることができる¹。当時は評価という言葉は確立していなかったものの、教育学、福祉学などの各学問領域において、社会科学的手法を用いた研究あるいは調査が行われており、これが今日の評価の起源であると考えられている。

評価の先駆けとしては、1960 年代末にアメリカ連邦会計検査院（GAO）²が連邦政府の実施するプログラムの評価を開始したことがあげられる³。そもそも、プログラムという言葉は曖昧な概念であるが、当時は特定の目標を達成するために行われる複数の活動をプログラムと称して実施していた。プログラムの評価では、これらの有効性、目標達成度を評価し、その結果を議会に報告することで、政府の説明責任（アカウンタビリティ）を追及することを主な目的としていた。この評価の導入に伴い、GAOの活動は、それまで行われていた会計士による会計検査から、物理学や社会科学の学識経験者、コンピューター専門家などあらゆる分野の専門家による評価へと拡充していった。

¹ Peter H. Rossi, Howard E Freeman, Sonia R. Wright, *Evaluation: A Systematic Approach*, SAGE, 1979.

² アメリカ連邦会計検査院（GAO）のプログラム評価についてはGAOホームページ参照。
<http://www.GAO.gov/about/history/>

³ 1967 年の経済機会法の修正による貧困対策プログラムの評価など。導入当初は評価(evaluation)と監査(audit)の区別がされておらず、「プログラム監査」と呼ぶこともあった。

BOX1 プログラムの概念

プログラムは一般的に、共通の目標を持つ複数の活動の集合体であると理解されている。しかしながら、“プログラム”という言葉は曖昧な概念であり、プロジェクトではないもの、すなわちノン・プロジェクトと同様に使われる場合もあり、時として用語の混乱が生じている。

このプログラム評価の導入には、1960年代のPPBS(Planning Programming Budgeting System)の挫折が影響しているといわれる。PPBSはアメリカで開発された予算編成方式であり、事前に各プログラムの費用とそのプログラムにより将来発生すると予測される効果を相対比較し、最適のプログラムに予算を割り当てるというシステムである。この方式では、各プログラムの比較を行うために、費用便益分析や費用対効果分析が用いられた。1961年には、アメリカ国防省に導入され、1965年にはジョンソン大統領が全連邦省庁への採用を命じるなど、一躍脚光を浴びたが、結局ニクソン政権の71年前後に中止されることとなった。その原因は、PPBSがプログラムの実施により将来起こりうる効果を事前に予測し、各プログラムを比較するという、途方もない作業を必要としたことにあった。

GAOで実施されるプログラムの評価は、このPPBSの失敗を生かし、プログラムにより発生する効果を事前に予測することよりも、実際に発生した効果を事後的に調査・計測することに力点を置いたのである。そして、現在、政策評価やプログラム評価と呼ばれているものは、これらの研究や調査方法が1960年代後半に行政の分野に導入され、発展したものである⁴。

⁴ 山谷清志、『政策評価の理論とその展開』，晃洋書房，1997年。

BOX2 GAOのプログラム評価

連邦政府高速道路支援プログラム

連邦政府高速道路支援プログラム(Federal-aid highway program)は、州政府の高速道路や橋の建設等に関するプロジェクトに対し、年に 250 億ドル以上の資金を提供するプログラムである。連邦政府がこのプログラムの監督、財政管理を行い、州政府がプロジェクトの選定、管理を行っている。そのため、州政府がプロジェクトのコスト、パフォーマンスを効果的に管理していたかを確かめることは、連邦政府の資金の効率的な運用を確保するために不可欠である。

GAO は、2002 年以降に右プログラムに基づいて実施された連邦道路管理局 (FHWA)のプロジェクトの監督体制改善に関する取り組みを以下のとおり評価した。

第一は監督体制に関連した目標設定や業績測定である。FHWA は、監督体制改善の取り組みにおいて一定の進展を見せた一方で、FHWA の取り組みには包括的なアプローチが欠けており、目標設定や業績測定の導入及びそれを支えるための人員計画や、問題を特定し得られた教訓を活かすために必要な情報収集・分析に関する取り組みが不十分であった。第二は監督体制改善に向けた活動である。FHWA は、監督体制に関する取り組みの妥当性に関して、今後期待できる要素や限界のある部分について提起された問題に対して対策をとるようになり、例えば、「原価見積もり改善のための手引き」を発行し、コストの増加に関する情報を収集するようになったが、プロジェクトのコスト増を追跡・測定するだけの能力はまだ備わっていない。第三は監督体制改善に取り組む際に直面した課題である。FHWA は、監督体制の改善に向けて様々な課題に直面したが、その多くは、プログラムの構造の問題や、FHWA の組織や文化による問題であった。また、FHWA の分権的な組織体制も、一貫性のある組織の目標を見出すことを困難にさせている。第四はベストプラクティスの活用である。例えば、1998 年の資本投資に関する意思決定についての事例では、トップレベルの役員が組織の優先事項を作成しそれを下位の組織に伝達することによって、全ての階級の職員がトップレベルの目的を達成するために個々の戦略を立て計画や活動を形成するようになっており、測定可能な目標の設定し、それを全てのレベルの機関への目標の伝達するための一案を示している。

以上のレビューの結果から、GAO は FHWA が今後の活動や人員の配置と監督体制に関する目標設定や業績測定を関連付けること、目標設定や業績測定に結びつき、また、人員計画によって下支えされた監督体制改善のための包括的な計画を作成すること、プロジェクトマネージャーの役割を明確にすること、プロジェクトのコストを追跡し問題を特定し、得られた教訓を活かすための機能を強化することを提言する。

1.2 評価の発展

(1) 国際的な議論の活発化

このように、評価の取組は 1960 年代から始まっていたと考えられるが、1970 年になると、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD、DAC）において議論されるようになり、開発分野においても国際的に認識されるようになった。このように評価が注目を集めるようになった背景には、主要ドナー国がその財政事情の悪化の傾向にあり、援助資源の効率的活用の必要性が指摘されていたことがある。また、評価は国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす手段として徐々にその重要性を増してきたことも評価に関する議論が活発化した理由としてあげられる。

なお、DAC では、1981 年に「評価コレスポンデント・グループ」が設置され、評価手法や評価結果の活用方法などに関する本格的な議論を開始した。この「評価コレスポンデント・グループ」は数度の改称を経て、2003 年より、「DAC 開発評価ネットワーク」となり、評価に関する情報交換や共同研究を行っている。

(2) 目的の拡大

1970 年代から 1980 年代にかけて、評価は行政組織のアカウンタビリティ確保という目的に加え、行政活動の管理という目的も持つようになった。すなわち、評価を行うことによって、プログラムの品質管理やコスト削減に結びつけるといふ、プログラムの管理（マネジメント）手段としての意味合いを含むようになったのである。

米国では、当初アカウンタビリティの確保を目的として評価を導入したが、1970 年代には、連邦政府の財政赤字を背景に、管理としての側面が重視されるようになった。また、1980 年代の DAC においても ODA の管理的側面が重視されており、1985 年に発表された「援助評価の手法と手続」において、「評価の主目的は、援助国・被援助国間及び援助国同士、被援助国同士の開発協力の質を高めることにある」と定めている。

こうした動きの背景には、プログラムの実践の場で評価が行われるにつれ、評価を単なる政治的ツール（政策やプログラムについて政治的立場が違う人々

が論争をするときのツール) としてではなく、プログラムの立案や実施に生かすべきであるという実施サイドの意見が反映されるようになったことが影響している。

(3) 実施時期の多様化

このように、実務において評価を活用するという認識が高まるにつれ、従来事後評価が中心であった評価はプログラムの策定、実施、終了というサイクルに対応して行われるようになった。例えば、プログラム策定または実施中には形成的評価(formative evaluation)、プログラム実施及び運営段階ではプロセス評価(process evaluation)、またプログラム終了時には総括的評価(summative evaluation)などが行われるようになった。

BOX3 機能別の評価

- 形成評価(formative evaluation)

実績(パフォーマンス)の改善を意図して行われる評価であり、そのほとんどはプロジェクトやプログラムの実施段階で行われる。

- プロセス評価(process evaluation)

実施を担当する組織内部の力学、政策手段、サービス提供のメカニズム、運営実施、またこれらの連携状況の評価。

- 総括評価(summative evaluation)

インターベンションの終了時(若しくはインターベンションの特定の段階)に、当初見込まれたアウトカム(成果)がどの程度実現されたかを判断するための調査。総括評価はプログラムの価値についての情報を提供することを意図するものである。

(4) 評価対象の拡大

1990年代には、過去半世紀の開発援助を経てもなお取り組むべき課題が山積している状況に鑑み、新たな開発援助への取り組みの必要性が指摘されてきたが、このような状況の中で、1990年代中頃から2000年にかけて、いわゆるDAC新開発戦略、包括的開発フレームワーク(CDF)、ミレニアム開発目標(MDGs)などが次々と登場した。これらは従来行われていた個別のプロジェクトによる援助の枠組みを超え、それらを包括する長期的な枠組みによる開発援助を目指すものであり、分野ごとの包括的な開発目標とその達成度合いを測定するための指標が設定されている。このような包括的な開発アプローチの登場に伴い、

モニタリング・評価の対象も拡大しており、個々のプロジェクトのみならず、分野別や国別の開発援助活動全般をモニタリング・評価する取り組みが行われている。

1.3 評価の制度化

(1) マネジメントの概念

1980 年代及び 90 年代になると、評価は新公共管理 (NPM: New Public Management) や結果重視マネジメント (RBM: Result Based Management) の考え方の中で、行政活動の管理システムの一部として組み込まれるようになった。

(イ) 新公共管理 (NPM)

NPM は 1980 年代に英国や他のアングロ・サクソン諸国などで行われた行政改革の背景となった思潮であり、国や学説によって差異はあるが、市場メカニズムの活用と結果（成果）による管理をその基本的な特徴とする。

NPM の特徴の第 1 は行政活動の執行組織に対する権限委譲と業績結果による管理である。NPM においては、行政活動は政策立案機能と執行機能に分けられ、執行機能を別組織に委ねる形で権限の委譲が行われる。執行を担当する組織は活動資源の使用に関する裁量を広く付与される代わりに、その活動に対する業績目標とその達成状況の測定を通じて管理される。目標達成の測定には業績測定（パフォーマンス・メジャメント：Performance Measurement）が用いられる。また、NPM では、設定された目標とその達成状況を国民に対して公表することで、行政活動の結果に対するアカウンタビリティが確保されることを重視している。

NPM の特徴の第 2 は、市場メカニズムの活用である。市場メカニズムの活用とは、行政活動を執行するのに最適な組織を競争原理に基づいて選定することを意味する。ここでは、執行組織が民間であろうが公的組織であろうが原理的には区別されず、公的企業の民営化、民間委託、バウチャー、エイジェンシー、内部市場などの方式を用いて業績目標を達成するための最適な組織が選定されることになる。

NPM の導入例としては、イギリス、ニュージーランド、北欧諸国などの取組

がある。イギリスでは、‘Value for Money’（支出に見合った価値）というキャッチフレーズの下にサッチャーによる行政改革が行われ、行政活動の効率性を確保するための手段として業績測定が採用された⁵。イギリスやニュージーランドはNPM導入国の中でも市場メカニズムを重視していると言われており、強制競争入札(Compulsory Competitive Tendering)、市場化テストといった厳格な契約型モデルが導入されている⁶。一方、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーといった北欧諸国では結果（成果）による統制を中心とした行政内部のマネジメント改革を中心としており、市場メカニズムは補完的に活用されている⁷。また、アメリカで起こった‘Reinventing Government’といわれる改革の動きもNPMと共通の要素を持つと考えられる。

BOX4 NPMにおける市場メカニズムの活用例

- エイジェンシー制度
行政機関内における政策の企画立案部門と執行部門を分離して、後者を独立法人として効率性を追求するもの。
- バウチャー制度
政府が補助金としての金券（バウチャー）を消費者に賦与し、消費者自身に特定のサービスを受ける業者を選択させようというものである。
- 内部への市場システムの導入
政府部局内部で疑似的な「市場」を創出することで、サービスの供給コストを自動的に予算額とする従来のシステムを変革し、「民間委託」や行政内部での「疑似契約制度」の導入などの方策により、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すもの。
- プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)
公的部門の中で、社会資本・プロジェクトを計画する部署と、それを請け負う部署を分立させ、請け負う部署を民間企業との入れなどを通じて競合させる、あるいは民間企業に行われるものとされる。

(ロ)結果重視マネジメント(RBM)

RBMは⁸、組織の行う活動をその業績、結果（アウトプット、アウトカム、インパクト）の達成度から管理するマネジメント戦略であり、1990年代に主に北米諸国で行われた行政改革の主な内容の一つである。

⁵ 山谷清志、『行政の新展開』、法律文化社、2002年。

⁶ 大住莊四郎、「北欧型NPMモデル：分権型から集権的システム改革へ」、国土交通政策研究第8号、2002年。

⁷ 同上。

⁸ アメリカの行政改革の理論となったゲーブラーとオズボーンによる「行政革命」(1992年)の中で、政府が導入すべき10の原則の一つとして結果重視の政府を取りあげている。David Osborne and Ted Gaebler, *Reinventing Government: How the Entrepreneurial Spirit is Transforming the Public Sector*, PLUME, 1992.

また、近年 DAC では開発成果マネジメント (Managing for Development Results) に関するジョイント・ベンチャーを設置し、RBM と援助手続調和化に関する議論を行っている。

RBMでは、インプット、アウトプット、アウトカム、インパクトというロジックの流れで効果が発現すると想定されており、このロジックに基づいて行政活動の目標とその達成度を測定するための指標が設定される。設定された指標の動向は定期的にモニタリングされ、必要に応じて評価という詳細な検証作業が実施される。これらの結果に応じて活動内容が変更される。RBMでは、このように目標・指標の設定、モニタリング・評価を通じて行政活動が管理される。ここでは、なによりも結果（アウトプット、アウトカム、インパクト）や行政活動の業績（パフォーマンス）を重視している⁹。また、RBMでは、業績や結果に関する情報を行政活動の関係者に対して公表することにより、結果に対する説明責任を確保するよう努めている。

アメリカではクリントン政権の下で行われた‘Reinventing Government’という行政改革で導入され、その基本的な概念はゴア副大統領による‘National Performance Review’のレポート（1993年）、「政府業績結果法（Government Performance and Results Act, 1993: GPRA）」に見られる¹⁰。また、カナダでは会計検査院が中心となって連邦政府におけるRBMの導入を行った他、国連開発計画（UNDP）では1998年マロック・ブラウン総裁（当時）の就任とともにRBMが新たな経営課題として導入された。

⁹ 多少の差異はあるが同様の内容は以下の参考文献に述べられている。

DAC Working Party on Aid Evaluation, *Result Based Management In The Development Co-operation Agencies: A Review of Experience*, 2000.

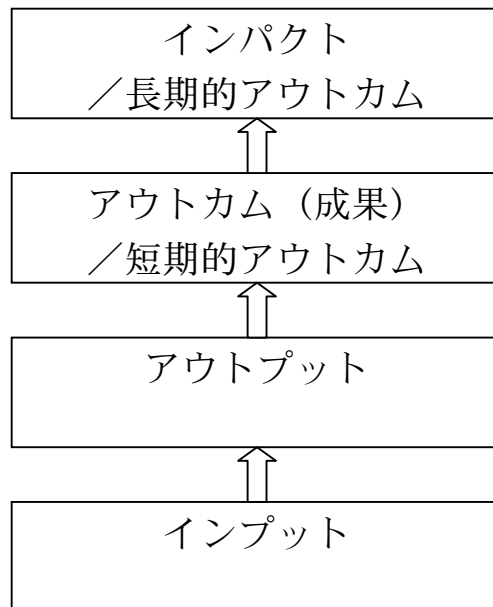
DAC Working Party on Aid Evaluation, *Glossary of Key Terms in Evaluation and Result Based Management*, 2002

Wholey. J. S., *Results oriented management: Integrating evaluation and organizational performance incentives*. In G.J. Sstahler & W.R. Tash (Eds.), *Innovative approaches to mental health evaluation*, Academic Press, 1982.

Wholey. J. S., *Evaluation and effective public management*, Little, Brown, 1983.

¹⁰ 山谷清志、『行政の新展開』、法律文化社、2002年。

図1 RBM におけるロジックの流れ



(2)開発戦略におけるモニタリング・評価の制度化

こうした動きは開発政策や戦略にも影響を与え、DAC新開発戦略 (Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Co-operation)、国連、ミレニアム・サミットにおけるミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)、世界銀行 (World Bank) の包括的開発フレームワーク¹¹ (CDF: Comprehensive Development Framework)、貧困削減戦略 (PRS: Poverty Reduction Strategy)、セクター・プログラム (Sector Program) などにモニタリング及び評価が管理ツールとして組み込まれるようになった。

例えば、DAC 新開発戦略や CDF ではモニタリング・評価をシステムの一部として組み込むことを明記している。また、MDGs では測定可能な指標を伴う目標が設定され、モニタリング・評価を前提とした目標策定がなされている。これらの計画や戦略にみられる考え方は組織の行う活動をその業績（パフォーマンス）、結果（アウトプット、アウトカム、インパクト）の観点から管理するという NPM や RBM の概念と共通している。

¹¹ 世銀ホームページ <http://web.worldbank.org/website/external/projects/strategies/cdf>.

(イ)DAC新開発戦略¹²

1996年5月のDAC第34回上級会合で採択された、DAC新開発戦略では、「実現可能な目標」と指標を提案し、これらの達成状況をモニタリング・評価していくことの重要性を指摘している。ここでは、これまでにさまざまな国際会議で議論された国際社会の開発目標を「経済的福祉」、「社会的開発」、「環境の持続可能性と再生」という3つの分野にまとめ、それぞれの分野で指標を示した目標を掲げている。たとえば、「経済的福祉」の分野では、「2015年までに極端な貧困の下で生活している人々の割合を半分に削減すること」を目標としている。そして、これらの目標を達成するために、開発パートナー間の相互約束、援助協調、政策の一貫性が重要であることを述べるとともに、より効果的な援助のためにモニタリング・評価を行うことを提案している。

(ロ)CDFとPRSP

1998年には、世銀・IMF（International Monetary Fund、国際通貨基金）年次総会で世銀総裁より、被援助国が主体となった、より統合されたアプローチによる開発援助を可能とするために、包括的開発フレームワーク（CDF）の必要性が提唱された。翌1999年の世銀・IMF合同開発委員会では、CDFを具現化するものとして、貧困削減戦略文書（PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper）の実施が決定され、債務削減及びIDA（International Development Association: 国際開発協会）融資供与のために、重債務貧困国及びIDA融資供与対象国に対して、PRSPの作成を要請していくこととなった。CDFは、より効果的な貧困削減を達成するためのアプローチであり、全体的かつ長期的な戦略であること、当該国のオーナーシップを重視すること、関係者の強固なパートナーシップがあること、結果を重視すること、という4つの原則をもつ。またCDFを基本的なフレームワークとするPRSPでも、当該国重視、結果重視、包括性、パートナーシップ重視、長期的視点を基本原則にしている。そしてPRSPでは、その実施のために「参加型プロセス」、「貧困の包括的な理解」、「政策の明確な優先付け」、「モニタリング・評価」という4つの基本プロセスを掲げている。このように、モニタリング・評価は開発援助の効果を高める手段として、システムの中に組み込まれているのである。

¹² 詳細については、以下参照。

OECD DAC, *Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Co-operation*, 1996.

(ハ)MDGs¹³

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、147の国家元首を含む189の加盟国代表により、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言が採択された。この宣言は21世紀の国連の役割に関する方向性を示すものであり、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどが取り組むべき課題としてあげられている。

ミレニアム開発目標とは、国連ミレニアム宣言と1990年代の主要な国際会議やサミットで採択された開発目標をひとつの共通の枠組みとしてまとめたものであり、開発政策やプログラム策定の指針及びそれらの効果を測定するための国際社会共通のフレームワークとなるものである。MDGsは8つの目標と18のターゲットからなる。たとえば、目標1「極度の貧困及び飢餓の撲滅」のターゲット1では、「2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」とし、「1日1ドル未満で生活する人口の割合」、「貧困格差の比率：貧困度別の発生頻度」、「国内消費全体の内、最も貧しい5分の1の人口が占める割合」という3つの指標が設定されている。これらの目標の達成状況は国際連合、OECD、IMF、世銀により定期的にモニタリングされることになっている。国連ではMDGs達成に向けた3つの主要戦略¹⁴の一つとしてモニタリングを掲げており、グローバルレベルと国レベルの2つのレベルでMDGsに設定された指標を測定し、グローバルレベルでは国連事務総長報告書を、また国レベルではミレニアム開発目標報告書（MDGSRs）を策定している。

¹³ 詳細については、以下を参照。Paris 21, *A Better World for All*, 2000.OECDホームページ, <http://webnet1.oecd.org/en/home>.国連開発計画（UNDP）ホームページ, <http://www.undp.org/mdg>.
外務省ホームページ, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA>.

¹⁴ 国連は研究と提言、モニタリング、ミレニアム・キャンペーンを主要な戦略として掲げている。

評価の基本概念

第2章

本章では、評価に関する定義、目的、基準、手法といった基本概念を説明する。

2.1 評価の定義と種類

(1) 評価の定義

評価（evaluation）という言葉の定義にも諸説があるが、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）では、「現在実施中、あるいは既に終了したプロジェクト、プログラム、政策の計画、実施及び結果についての体系的かつ客観的な査定」とであると定義している。評価は、総合的かつ詳細な検証作業を意味し、通常、評価によって明らかにすべき事項（評価設問：Evaluation Questions）を設定して実施するものである。

(2) 評価の種類

この定義からもわかるように、評価には様々な種類があり、その特性に応じて使い分けられている。主にタイミング、評価者、対象、機能という複数のカテゴリーがあるが、一つの評価案件が事前評価、内部評価、国別評価、形成的評価というように複数の性質を持っている。

BOX5 評価の種類 ¹⁵	
タイミング別	●事前評価(ex-ante evaluation) 開発インターベンションの実施前に行われる評価。 ●中間評価(mid-term evaluation) 開発インターベンション実施の中間段階に行われる評価。 ●事後評価(ex-post evaluation) 開発インターベンションが終了した後に行われる評価。
評価者別	●内部評価(internal evaluation) ドナー、パートナーあるいは援助実施に関わる組織の経営部門に対する報告を行う部局及び(又は)個人によって行われる開発インターベンションの評価。 ●外部評価(external evaluation) ドナーや援助実施に関わる組織以外の組織及び(又は)個人によって行われる開発インターベンションの評価。 ●独立評価(independent evaluation) (評価の対象となる)開発インターベンションの計画及び実施に責任を有する者から統制を受けない組織や個人によって行われる評価。 ●自己評価(self-evaluation) 開発インターベンションの計画及び実施に携わるものによる評価。 ●合同評価(joint evaluation) 異なる複数の援助機関及び(又は)パートナーが参加して行う評価。 ●参加型評価(participatory evaluation) 援助機関及び(受益者を含む)利害関係者の代表が、共同で評価を計画、実施、解釈するという評価手法。
対象別	●テーマ別評価(thematic evaluation) 複数の国、地域、分野にまたがる特定の開発重点事項に関わるすべての開発インターベンションを抽出したものに対して行う評価。 ●国別プログラム評価／国別援助評価(country program/assistance evaluation) ある国における、単独あるいは複数のドナーの開発インターベンションのポートフォリオ及びその開発支援の背景にある援助戦略の評価。 ●セクター・プログラム評価(sector program evaluation) 特定の開発目標の達成に貢献する、一国内若しくは複数の国にまたがる特定のセクターにおける開発インターベンションの集合体を対象とした評価。 ●クラスター評価(cluster evaluation) 関連する活動、プロジェクト及び(又は)プログラムをひとまとめのものとして評価すること。 ●プログラム評価(program evaluation) 地球規模、地域別、国別、分野別等の開発目標を達成するために整理された一連のインターベンションの評価。 ●プロジェクト評価(project evaluation) 個々の開発インターベンションを対象とする評価であり、この開発インターベンションとは、特定の資源と実施期間内で、また、往々にして、より広範に及ぶプログラムの枠組み内において、特定の目標を達成するために計画されたものをいう。

¹⁵ OECD *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

機能別	●形成評価(formative evaluation) 実績(パフォーマンス)の改善を意図して行われる評価であり、そのほとんどはプロジェクトやプログラムの実施段階で行われる。 ●プロセス評価(process evaluation) 実施を担当する組織内部の力学、政策手段、サービス提供のメカニズム、運営実施、またこれらの連携状況の評価。 ●総括評価(summative evaluation) インターベンションの終了時(若しくはインターベンションの特定の段階)に、当初見込まれたアウトカム(成果)がどの程度実現されたかを判断するための調査。総括評価はプログラムの価値についての情報を提供することを意図するものである。 ●メタ評価(meta evaluation) この用語は、一連の評価から評価結果を集計することを意図した評価に対して使われる。また、評価の質の判断及び(又は)評価実施者の実績(パフォーマンス)を査定するための、評価の評価という意味で使われる。
-----	--

(3) 評価と類似の概念

評価には、モニタリング、レビューなど類似の概念があり、しばしば混同されて用いられる。しかしながら、評価はその対象を総合的にまた詳細に査定するものであり、この意味で、設定された指標を継続的に測定するモニタリングやパフォーマンスを概観するレビューとは一応の区別をされる。むしろ、評価においては、モニタリングで集積されたデータを活用して詳細な分析を行うのであり、これらは相互に補完関係にあるといえる。

また、監査や会計検査は、主に合规性を判断するものである点で評価とは区別されるが、評価と同様に特定の活動のプロセスや成果を検証しており、明確な区別が困難になっている。

このように、「評価」には似て非なる概念が多く存在するが、このガイドラインでは、「評価」を‘evaluation’と捉え、他の概念とは一応の区別をすることとする。

BOX6 評価に類似した概念¹⁶

- モニタリング(monitring)
実施中の開発インターベンションの管理部門や主要な利害関係者に対して、目標の達成度及び進捗の度合い、配分された資金の活用状況に関する情報を提供するために、特定の指標に関するデータを体系的に集積したものを用いて行う継続的な機能。
- レビュー(review)
定期的あるいは任意に行われる開発インターベンションの実績(パフォーマンス)を査定すること。
- 監査(audit)

¹⁶ 同上

組織の業務の価値を高めたり改善したりすることを目的として計画された、独立しかつ客観的な確認活動。厳密なリスク管理、統制、組織運営プロセスの効果を査定、改善するための系統的、規律あるアプローチを用いて、組織が目標を達成できるよう支援する。

* 他にも、アセスメント(assessment)などがある。

2.2 評価の目的

評価の目的は、一般的に、教訓を学ぶことによって将来の改善につなげるという管理（management）の側面と説明責任（accountability）の側面があると考えられている。

もともと米国で評価が導入された際、評価は議会が行政組織のアカウンタビリティを確保するために用いるという目的を持っていたが、財政赤字などによって行政活動の質が問われるようになると行政活動の管理という目的も持つようになった。

DAC における開発援助の評価の議論でも、管理と説明責任が2つの主要な目的として捉えられており、1991年に発表された「開発援助の評価原則」では、評価の目的を以下のとおりとしている。

- ◆教訓をフィードバックすることを通じ、将来の援助政策・プログラム・プロジェクトを改善すること。
- ◆国民に対する情報提供といった説明責任の基礎を提供すること。

また、DAC では、評価の重要な役割は、政策の策定者や実施者に必要かつ正確な情報を提供すること、また、開発プロセスに関わる関係者の対話を促進することであるとしている。

なお、ここでいう説明責任は開発の結果や効果に関するものを意味し、資金や法的責任に関する説明責任とは性質が異なる。

2.3 評価の基準

評価は計画・実施・結果について査定するものであり、査定のための基準を

必要とする。経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）は、91年に主要な評価項目を発表し、そのうち妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性がDAC評価5項目として広く活用されている。ただし、これらの基準は必ず1セットで用いなければならないわけではなく、評価の目的や対象に応じて選択して用いられる。また、この5項目以外にも基準は存在する。

BOX7 DAC 評価 5 項目

- 妥当性

開発インターベンション（活動）の目標が、受益者の要望、対象国のニーズ、地球規模の優先課題及びパートナーやドナーの政策と合致している程度。

- 有効性

開発インターベンションの目標が実際に達成された、あるいはこれから達成されると見込まれる度合いのことであり、目標の相対的な重要度も勘案しながら判断する。

- インパクト

開発インターベンション（活動）によって直接または間接に、意図的にまたは意図せずに引き起こされる、肯定的、否定的及び一次的、二次的な長期的効果。

- 効率性

資源及び（又は）インプット（投入）（資金、専門技術（知識）、時間など）がいかに経済的に結果を生み出したかを示す尺度。

- 自立発展性

開発インターベンション（活動）の終了時における、開発インターベンション（活動）による便益の持続性。長期的便益が継続する見込み。時間の経過に伴う純益の流出というリスクに対する回復力。

2. 4 評価に用いる情報収集・分析の手法

評価は情報収集、分析を経て行われるものであり、その際用いられる手法には以下のように多くの種類がある。これらの手法はそれぞれに長所、短所があり、トライアングレーションと呼ばれるように複数の手法を組み合わせることで、より正確な情報収集や分析を行うことが重要である。

(1) 情報収集のための手法

(イ) インタビュー(interview)¹⁷

¹⁷独立行政法人国際協力機構、プロジェクト評価の実践的手法—JICA事業評価ガイドライン改訂版一、（株）国際協力出版会、2004

対象に応じて、個人インタビュー、グループインタビュー、キー・インフォーマント・インタビューなどがあり、質問の構成によって以下のような種類がある。

◆**構造化インタビュー**

質問紙調査に準じる程度の具体的質問に沿って行うもの。

◆**反構造化インタビュー**

大まかな質問項目は決まっているが、必要に応じて質問を追加しながら行うもの。

◆**非構造化インタビュー**

質問の趣旨を明確にし、回答者に応じて自由に質問するもの。

(ロ)フォーカス・グループ・ディスカッション(focus group discussion)

10 人程度のグループで、特定のテーマについて議論してもらいながら、そこで出される意見や考えから情報を引き出す方法¹⁸。

(ハ)直接観察(direct observation)

人、もの、行動様式、現象などを直接観察する方法。比較的手軽に実施できる反面、結果が調査者の解釈に大きく左右される可能性がある。

(ニ)文献調査(literature search)

既存の統計資料や報告書から情報を収集する方法。比較的安価で効率的な調査が実施できる反面、資料の信頼性が必ずしも確保されているわけではないという難点もある。

(ホ)ベースライン調査(base-line study)

開発インターベンションに先だって行われる現状分析のことであり、この分析に基づいて、進捗状況の査定や比較が行われる¹⁹。

¹⁸ 同上

¹⁹ DAC *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

(ヘ)アンケート調査

直接の受益者や政策決定者に対して広く意見を収集。

(2)分析手法

(イ)リスク分析(risk analysis)

開発インターベンションの目標の達成に影響する、若しくは影響することが見込まれる要素（ログフレームでは仮定と呼ばれる）を分析若しくは査定すること。開発インターベンションによって引き起こされる、人々の生命、健康、財産若しくは環境への望まれない負の結果が生じる可能性についての詳細検査、及びこうした望ましくない結果に関する情報を提供するための体系的プロセス、並びに明確になったリスクに関し、それが生じる確率及び予想されるインパクトを定量化するプロセスのことである²⁰。

(ロ)事例研究(case study)

ある特定の集団について、面接法あるいは観察法などによって具体的な特質を明らかにし、類似したケースを積み重ねることによって一般的特質としての原理を開発する研究方法をいう²¹。

(ハ)費用便益分析(cost-benefit analysis)

施策等の実施に伴い発生する社会的費用や社会的便益を推定又は、推測し、これを貨幣価値で表示し、その比較を行うことにより、当該施策等を実施することの妥当性を判断する一要因とする手法²²。

(ニ)費用効果分析(cost-effectiveness analysis)

施策等の実施に伴い発生する社会的費用や社会的便益について、必ずしも全てを貨幣価値で表示することなく、比較する手法²³。

(ホ)産業連関分析(input-output analysis)

投入・算出分析、他部門分析ともいう。一般均衡理論の経験的適用をめざし

²⁰ 同上

²¹ 金森久雄、荒憲治郎、森口親司編、経済辞典第3版、有斐閣、1998年

²² 経済産業省政策評価研究会、政策評価の現状と課題～新たな行政システムを目指して～、2000年

²³ 同上

て、レオンチェフが創始した分析手法。 経済体系を財・サービスを非結合生産する産業部門及び家計など最終部門に分け、所与の最終需要を生産するための産業部門の均衡産出量を求める²⁴。

(へ)計量経済モデル(econometric model)を用いた分析

計量経済モデルを用いてODAの経済効果などを分析する方法。計量経済モデルとは、「経済理論モデルに現実の統計データを適用し、個々の経済現象の相互依存関係を統計的手法を用いて数式化したもの」である²⁵。

²⁴ 金森久雄、荒憲治郎、森口親司編、経済辞典第3版、有斐閣、1998年

²⁵ 同上

外務省における ODA 評価

第 3 章

本章では、外務省の ODA 評価についてこれまでの取り組みを概観し、ODA 評価の実施手続について、評価形態毎に説明する。

3. 1 背景

(1) ODA 評価の導入

わが国の ODA 評価は、1975 年、海外経済協力基金（現国際協力銀行：JBIC）が個別プロジェクトの事後評価を実施したことによって始まった。その後、1981 年には外務省が、翌年には国際協力事業団（現国際協力機構：JICA）が、それぞれ事後評価を開始し、外務省と実施機関による ODA の評価体制がスタートすることとなった。

外務省は、1981 年、経済協力局に局長を委員長とする経済協力評価委員会を設置し、個別プロジェクトの事後評価を開始した。当時は、「わが国の経済協力を一層効果的なものとするため」に評価を実施するとしており、個別プロジェクトの管理を支援することが評価の主たる目的であった。このように ODA 評価の導入当時から 1980 年代にかけて、案件の管理が重視されていた背景には、OECD の DAC における議論や評価の先駆者である米国における取組の影響があった。

表1 年表

	外務省	JICA	JBIC
1975			事後評価活動開始
1981	経済協力局内に「経済協力評価委員会」設置、事後評価開始	「評価検討委員会」を設置	事後評価専門部署を設置
1982	「経済協力評価報告書」の公表開始	事後評価活動開始	
1984	経済協力局内に「調査計画課」設置		
1986	「援助評価検討部会」設置		
1988		評価専門部署を設置	
1990	調査計画課を改組し、「評価室」設置		
1991			「円借款案件事後評価報告書」の公表開始
1992	ODA 大綱策定		
1993			開発援助研究所設立同研究所内に「評価グループ」を設置
1995		「事業評価報告書」公表開始	
1999	ODA 中期政策策定		
			OECD からの組織改編にともない、プロジェクト開発部開発事業評価室を設置
2000	「『ODA 評価体制』の改善に関する報告書」を外務大臣に提出	組織改編にともない、企画・評価部評価監理室に名称変更	
2001	「ODA 評価フィードバック内部連絡会議」設置	事前評価活動開始	事前評価活動開始
	「ODA 評価研究会報告書」を外務大臣に提出		
	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」成立（評価法）（2002 年施行）		
	「外部有識者評価フィードバック委員会」設置		
2002	評価体制の改善に関するタスクフォース設置		
	「ODA 改革・15 の具体策」発表		「円借款事後評価フィードバック委員会」設置
	外務省改革「行動計画」発表		
2003	評価法に基づく事前評価の開始		
	ODA 評価有識者会議の設置（外部有識者評価フィードバック委員会を改称）		
	新 ODA 大綱策定		
	機構改革により評価室を「調査計画課・評価班」に改組		
2004	機構改革により調査計画課・評価班を「開発計画課・評価班」に改組		
2005	新 ODA 中期政策策定		

当時の評価は、経済協力評価委員会による評価計画及び方法の決定、調査の実施、内部関係者及び被援助国政府に対する評価結果のフィードバック、担当部局によるフォローアップという流れで行われており、同委員会は内部の管理機能を担っていた。

主体別には①本省派遣調査団（外務省及び実施機関の職員）による評価を中心に、②在外公館を通じて実施する評価、③実施機関による評価、④民間の団体に委託して実施する評価が行われていた。また、これらの調査では、主に地元住民への浸透度、先方の感謝の程度、目標達成度などに関する情報を収集していた。

BOX8 外務省派遣調査団による評価の概要

—昭和 59 年経済協力評価報告書より抜粋

評価対象国:タイ

評価対象プロジェクト:

タ・チャン橋、バン・チャオ・ネン水力発電所、口蹄疫ワクチン製造センター、東北タイ職業訓練センター、カセサート大学施設拡充計画、モンクット王工科大学

1. 今回のプロジェクト評価・・・は、タイにおいて初めて組織的に行う評価であった。実際には、時間的制約もあり、バンコック近辺のプロジェクトを中心とせざるを得なかったが、特色あるプロジェクトを対象とすることが出来たと考える。・・・これら諸プロジェクトが日・タイ双方の関係者の努力により大きな成果を挙げ、全体としてみれば成功例であると考えられる。
2. これらプロジェクトの先方政府、地元住民等への浸透度、先方の感謝度についてみると、タイ側に最もPRが行き届いているのは、我が方協力の歴史の長さからしてモンクット王工科大学大学プロジェクトであり、本件は正に日本の協力によって今日あることが周知の事実で、先方当局者もその点を大変感謝している。
3. 評価にあたって、個別プロジェクトの目標達成度ないし成功度を何を具体的な基準として考えるかという問題が意外にむずかしいことに気付く。
4. 全体としてタイ側は、予算はりつけ、人員配置等の面で出来るだけの努力をしている姿勢が良く看取された。しかしながら、程度の差はあれ、何れのプロジェクトについても、ローカル予算の不十分とタイ側要員の技術力の不足とが指摘出来る。一方、我が方専門家は、全体として熱意をもってよく努力しており、それぞれ成果を挙げている。ただ、言葉の違いを主因とするコミュニケーション・ギャップがどうしてもある程度存在するとか、・・・ほぼ各地に共通すると考えられる諸問題点が指摘された。

(2)ODA 評価の拡充

(イ)目的の拡大

1980 年代、ODA が累次の中期目標の下で拡大するにつれ、ODA に対する国民の関心は高くなった。こうした中、評価は ODA に関する政府の説明責任を追及する手段として注目を集めるようになり、外務省では、1990 年代以降、ODA のマネジメント改善に加え、説明責任（アカウンタビリティ）の確保を評価の主要目的として位置づけるようになった。

(ロ)機能強化

90 年代になると、評価目的の拡大にあわせ、評価の機能が拡大していった。従来は評価結果を ODA の計画策定や実施に活用するというフィードバック機能が重視されていたが、次第に説明責任の観点から、ODA の効果を対外的に説明するという機能も併せ持つことが求められるようになった。すなわち、評価は国民が行政活動に関する情報を得るための手段として、国民と行政機関をつなぐ機能を担うようになったのである。外務省では、1997 年より外務省ホームページにおける公表を行っており、現在では全ての評価報告書及び年次報告書をホームページにて公表している。また、単に政府の側から情報を発信するだけでなく、ODA 評価セミナーを開催し、国民との直接対話を通して説明責任を果たす取組を行っている。

(ハ)評価実施時期の多様化

こうして評価の目的や機能が拡大し、その役割が次第に重視されるようになると、事後に ODA の成果を検証するだけでなく、事前や中間段階において計画や実施状況を評価するという要求が高まった。これは、計画策定、実施、成果の発現という各段階を一貫して管理することがより効果的な ODA につながるという管理の観点が強く反映された結果であると考えられる。

2000 年及び 2001 年には、当時、経済協力局長の私的諮問機関として設置されていた評価検討部会から外務大臣に対し、『「ODA 評価体制」の改善に関する報告書』

²⁶及び「ODA評価研究会報告書」が提出され、「プロジェクト・レベルの評価は、事前、中間、事後と各段階を通じて一貫した評価を行うシステムを確立する」ことが提案された。その後、2003 年 8 月に改定されたODA大綱では「事前から中間、事後と一貫した評価・・・を実施する。」と規定されている。

(二)対象の拡大

1980 年代終盤から 1990 年代初頭、主要ドナー国は財政事情の悪化から ODA 額を減少させ、いわゆる「援助疲れ」の状態に陥った。これまでの ODA の意義や成果に対する疑問が投げかけられ、ODA はより効率的・効果的な実施に向け、そのあり方を見直す必要に迫られることとなった。

こうした中、90 年代後半にはセクターワイドアプローチ、包括的開発フレームワーク（CDF）、貧困削減戦略（PRS）などといった個々のプロジェクトの枠組みを越えた包括的なアプローチや戦略が新たな援助の推進役として登場した。これらの取組は、新公共管理（New Public Management）のように行政活動を管理するという考え方を反映し、包括的な援助戦略の策定とモニタリング、評価といった管理メカニズムを原則として取り入れている。

わが国においても、国別やセクター別の取組みが強化されており、国別援助計画の策定が進んでいる。これに伴い、評価の対象も個別プロジェクトのみならず、セクター別、国別、課題別の援助計画へと拡大し、新 ODA 大綱では、「政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。」と規定している。外務省と実施機関は相互に連携し、政策レベル、プログラム・レベル、プロジェクト・レベルにおける評価を実施している。

²⁶ 外務省に設置された「21 世紀に向けてのODA改革懇談会」は 1998 年に発表した最終報告書において、より効率的なODA実施体制を構築していくため、「評価システムの確立」が重要であると指摘した。この指摘を受け、同じく外務省に設置されている「評価検討部会」は、同年「評価研究作業委員会」を設置し、評価体制の見直しとその改善に向けた議論を行った。この結果は、2000 年 3 月に報告書としてまとめられ、外務大臣に提出された。

BOX9 各レベルの評価

●政策レベル評価

国の基本方針(ODA 大綱、ODA 中期政策、国別援助計画など)を実現することを目的とする複数の活動(プログラム、プロジェクト)の集合を対象とする評価。

●プログラム・レベル評価

共通の目的を持った複数の活動(プロジェクトなど)の集合を対象とする評価。

●プロジェクト・レベル評価

個々の経済協力案件(プロジェクト)を対象とする評価。

(ホ)評価者の多様化

従来、外務省の ODA 評価は外務省や実施機関の関係者によるものが中心であった。しかしながら、2000 年以降、ODA 改革の動きが本格化すると、ODA の透明性や効率性を確保するため、外部の第三者による評価が重視されるようになった。2002 年に提出された第 2 次 ODA 改革懇談会の報告書や外務省改革のための「変える会」報告書においても、評価の拡充に関する提言がなされており、特に第三者による評価、被援助国政府・機関評価や他ドナーとの合同評価などが重視されている。

こうして、現在、外務省の ODA 評価では第三者による評価を中心とし、被援助国政府・機関による評価、合同評価、及び外務省による評価を実施している。第三者評価は外部の第三者によって実施されるものであり、外務省では、有識者から構成される ODA 評価有識者会議に依頼して実施している。また、被援助国政府・機関による評価は、被援助国の視点を評価にとり入れるものであり、被援助国の政府関係者や大学、研究機関などに依頼して実施している。合同評価は、外務省が他ドナー、国際機関、NGO などの外部機関と合同で実施する評価である。このように、外務省の評価者は多様化している。

BOX10 第 2 次 ODA 改革懇談会と「変える会」

川口元外務大臣は、2002 年の就任以来、外務省改革に積極的に取り組み、就任直後には「開かれた外務省のための 10 の改革」を発表した。ODA の効率化・透明化はその柱の一つとして掲げられた。この「10 の改革」の発表後、外務省改革のための「変える会」が発足し、2002 年 7 月に最終報告を提出した。ODA 関連では、「無償資金協力の透明性確保」、「評価の拡充」、「円借款の債権放棄に関する説明責任」、「ODA の選定・実施過程の効率化確保のための具体的提言」、「NGO との協力関係強化」などが提案された。また、川口元大臣の就任前の 2001 年

に外務大臣の私的懇談会として設置された「第 2 次 ODA 改革懇談会」は 2002 年 3 月に、「国民の心、知力と活力を総結集した ODA」、「戦略を持った重点的・効果的な ODA」、「ODA 実施体制の抜本的な整備」という 3 つの柱から成る ODA 改革の具体的方策を提言した。

外務省では、変える会の提言に対し、2002 年 8 月に「外務省改革『行動計画』」を発表し、ODA 関連では、「無償資金協力の選定・実施過程の透明性の確保」、「ODA 評価を拡充し、有効性を検証するための施策」、「円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を果たすための施策」、「ODA の選定・実施過程の効率化を確保するための施策」が盛り込まれている。また、第 2 次 ODA 改革懇談会の提言を受けて、「ODA 総合戦略会議」を発足し ODA の基本政策やその他の主要課題について議論を行っている他、2002 年 7 月、「国民参加」、「透明性確保」、「効率性向上」を柱とする「ODA 改革・15 の具体策」を発表した。

BOX11 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の成立

2001 年 6 月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)が成立し、2002 年 4 月より施行された。政策評価法の目的は、「行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定されている。

政策評価法は、行政機関が自らの所管する政策の効果を把握するため、必要性、効率性又は有効性の観点等から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に反映させなければならないと規定しており、管理とアカウンタビリティという評価の主要目的を明確に定めた内容となっている。また、評価の対象となるのは政策、施策、事業であり、外務省では、法律で規定された個別プロジェクトや国別援助計画及び課題別の援助全般を対象として政策評価を行っている。

(3) 課題

以上のように、ODA の評価は拡充されてきたが、概念の混乱、技術的な問題など、評価を巡る様々な課題も指摘されるようになった。

(イ) フィードバックと説明責任の両立

ODA 評価は、目的や機能の拡充により、フィードバックと国民への説明機能という 2 つの役割を担うようになった。しかしながら、これらの機能はしばしば競合する性質を持っている。例えば、フィードバック機能を重視する場合、評価は政策決定者に対して十分専門的かつ具体的な情報を提供する必要があり、あまりにも一般的な情報はフィードバックのインセンティブを弱める結果になりかねない。一方、国民に対する説明という観点からは、評価は客観的かつ一般的にわか

りやすい内容であることが求められ、逆に専門的すぎると説明責任を果たすための手段としては活用しにくいものとなってしまう。この点については、そもそも一つの評価でODAの管理と説明責任という2つの目的を同時に満たす必要はなく、管理目的の評価と説明責任を目的とした評価を別々に行うべきとする意見もあり、今後議論を継続していく必要がある。

(ロ)概念整理の必要性

ODAの評価は事前から中間、事後に至るあらゆる段階で行われるようになったが、新しい概念が必ずしも整理されておらず、混乱が生じる場合がある。例えば、事前評価は、政策目標を事前に設定することであるという解釈と政策決定者が政策の取捨選択をするための情報を提供することとする2つの解釈がある。前者の場合、政策の目標を設定することと、計画を策定することはどのように異なるのか理解されにくく、しばしば評価者と政策立案者の権限が競合する可能性がある。また、後者の場合、複数ある選択肢に優劣をつけることが多いため、特定の政策を選択する行為そのものとなりがちであり、政策の選択そのものとうどう異なるのか明確ではない。このように、事前評価の概念を政策立案と区別して整理する必要が指摘されている。

(ハ)手法の改善

個々のプロジェクトに加え、セクターや国レベルでの評価が実施されるようになったが、こうした取組はまだ始まったばかりであり、各国・機関ともその手法について試行錯誤を繰り返している。外務省では、セクターや国別の援助計画を目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性という基準で評価しているが、計画策定段階で明確な目標が設定されていないケースもあり、その達成度を測ることが非常に困難である。現在、計画段階から指標を設定することの是非について議論が行われている。

(二)新たな可能性

これらの課題に対応するためには、先に述べた結果重視マネジメント(RBM: Results Based Management)の手法が参考になると考えられる。RBMは、目標の達

成度を測るための指標が設定されているため、モニタリングの結果は内部の関係者にとっても国民にとっても明確かつ有益な情報となり得る。また、評価は常に実施するのではなく、著しくよい結果、または悪い結果が生じた場合のみ実施することになるが、この場合、事前の目標設定を事前評価と呼ぶ必要もなく、事前の目標設定、モニタリング、必要に応じた評価という流れで ODA を管理することができる。

RBMは既に主要ドナー国や国際機関において採用されており、わが国も、米国の GPRAを参考にした政策評価法を施行するなど、少なからず影響を受けている。しかしながら、RBMをODA政策の管理に活用する上では、効果の帰属²⁷が検証しにくいこと、資源配分プロセスへの活用が困難であること、データ収集能力に限界があること等の課題もあり、わが国のODA政策では、未だ採用に至っていない。例えば、個々のプロジェクトであればODAの効果を当該プロジェクトに帰属させることが比較的容易にできるが、セクターや国レベルになると、発現した効果がどの活動に帰属するのか明確にするのは非常に困難である。また、結果の測定に必要な指標とそのデータは統計能力や制度の整備状況に大きく左右されるが、被援助国ではそのようなキャパシティが不足している場合が多いのが現状である。このように、RBMにはまだまだ検討すべき点があり、評価部門だけでなくODAの計画策定、実施部門を含むODAの運営管理全体として取り組むべき課題となっている。今後、各ドナー国の取り組み状況を見つつ、更なる議論を継続する必要がある。

3. 2 実施体制

(1) 外務省と実施機関の役割分担

わが国のODA評価は主に外務省と実施機関であるJICA及びJBICによって実施されている²⁸。外務省と実施機関は、評価を効率的に実施するため、それぞれの評価対象を区別し、役割分担を明確にしている。外務省は、経済協力政策の企画・立案を行う役割を有していることから、個々のプロジェクトよりも政策やプログラムを対象とした評価を重点的に行い、JICA、JBICは個々のプロジェクトを実施若しくは実施促進する役割を担っていることから、プロジェクトの評価を重点

²⁷ 認識された変化と特定の支援とをある因果関係に帰すること。

²⁸ ODA関係府省でも、それぞれのODA業務に関する評価を行っている。

的に行っている²⁹。政策レベルの評価は、ODAの基本政策を対象として行われるものであり、ODA中期政策、国別及び重点課題別の援助政策などが対象となる。また、プログラム・レベルの評価は、共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合などを対象としたものであり、プロジェクト・レベル評価は、個別プロジェクトなど個々の活動を対象としている。

また、「中央省庁等改革基本法」（1998年）で、外務省がODAに関する全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、外務省ではODA関係府省をメンバーとする「ODA評価連絡会議」の開催、各府省のODA評価結果の取りまとめなどを行っている³⁰。

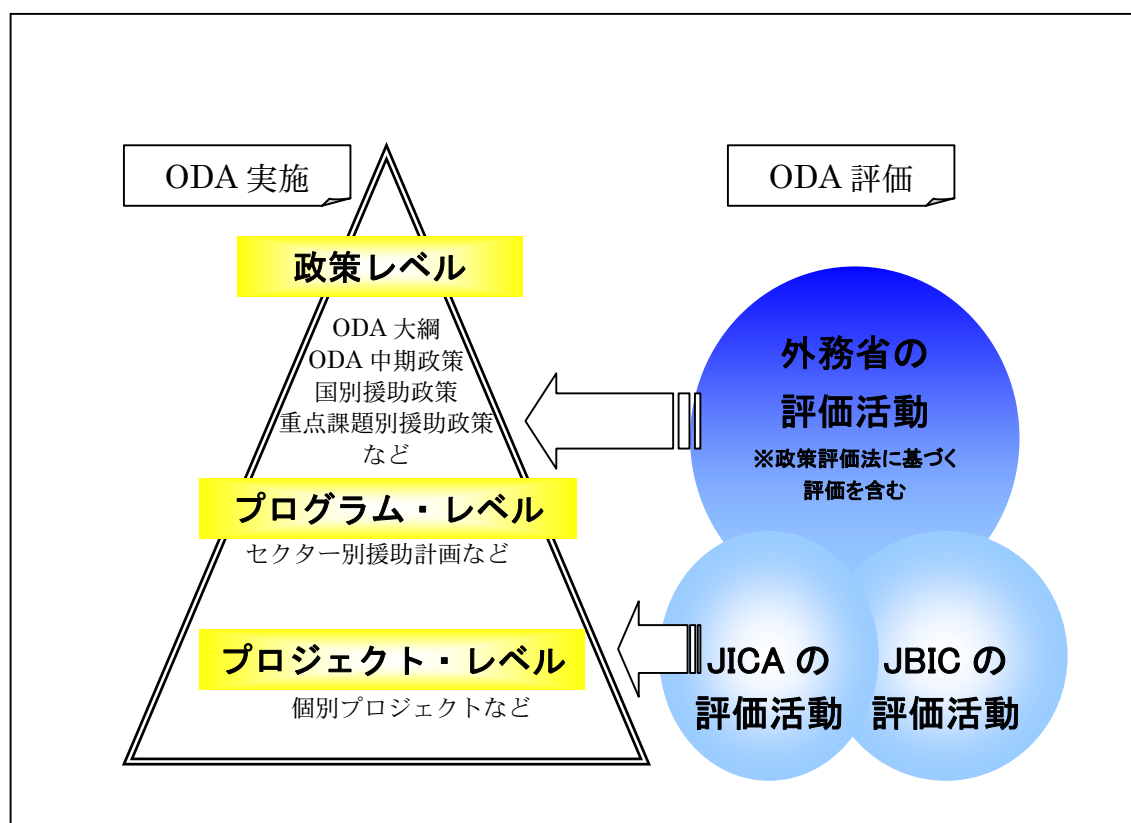


図2 評価の実施体制と評価対象

²⁹ 実施機関（JICA、JBIC）では、国別の援助実施計画を策定しており、それらを対象とする評価はプログラムレベルの評価とされている。

³⁰ 自民党の「ODA改革の具体的な方策」（2002年12月）において指摘されている。

(2) 外務省における実施体制と評価者の役割

外務省の ODA 評価は、外務省組織令に基づいて実施するものと先に述べた政策評価法に基づいて実施するものがある。根拠となる法令が異なるため、その実施体制や手続には違いがある。

(1) 組織令に基づく ODA 評価

組織令に基づく ODA 評価は基本的に経済協力局が担当し、本ガイドラインの手続に基づいて評価が行われる。評価者の種類としては、第三者評価、被援助国政府・機関評価、合同評価、外務省による評価（無償資金協力の事後評価。P41 参照）がある。

(イ) 第三者評価

第三者評価について、以前は原則として外部有識者やコンサルタントに委託して実施していたが、より客観性を高めるため、2003 年 10 月より、外部の学識経験者を中心に構成される「ODA 評価有識者会議」に評価を依頼することとした。同会議は、経済協力局長の私的懇談会であり、ODA の政策立案・効果向上のための提言を行うことを目的とし、該当年度の第三者による評価を実施することを任務としている。

（参考）平成 17 年度第三者評価案件³¹

カンボジア国別評価

ケニア国別評価

セネガル国別評価

タンザニア国別評価

重点課題別評価：貧困削減

重点課題別評価：平和の構築

スキーム別評価：草の根・人間の安全保障無償資金協力

スキーム別評価：一般財政支援のレビュー

³¹ 報告書の詳細は、www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka 参照。

（ロ）被援助国政府・機関による評価

被援助国政府・機関評価は、評価被援助国の視点を取り入れるとともに、同国政府・機関のキャパシティー・ディベロップメントに資するため、被援助国関係者に依頼して評価を実施するものである。被援助国の政府関係者、シンクタンク、学術機関などが評価者となる。

（ハ）合同評価

外務省は他ドナー国、国際機関、被援助国、NGO などといった外部機関と合同での評価も実施する。この場合、外務省職員及び外部機関の職員が評価者となる。評価者は、情報収集とその分析を主な任務とするコンサルタントを雇用し、評価チームに加えることが多い。ただし、組織間で合意がある場合には、コンサルタント同士を評価者とする場合がある。

被援助国との合同評価は、ODA のマネジメント改善とアカウンタビリティの確保という目的に加え、被援助国のオーナーシップを尊重し、被援助国とのパートナーシップを強化する意義も有する。

被援助国に対する援助は複数のドナーが様々な分野により行われており、当該国への支援をより広い視点で把握するため、他ドナーや国際機関と合同での評価実施の重要性が指摘されており、我が国においても平成 14 年度より徐々に実績を積んできている。

また、外務省と NGO との合同評価は、平成 9 年に「NGO・外務省相互学習と共同評価」としてスタートし、当初は双方が評価活動を通じてともに学びあうことを目的としていたが、こうした相互学習機能は一応の役割を負え、現在では相互の連携強化に役立てることを主な目的として合同評価を行うこととしている。

（参考 1）被援助国との合同評価の実績

平成 17 年度：「ベトナム運輸インフラ分野」（ベトナムとの合同評価）

「バングラデシュ地方政府技術局を通じた支援」（バングラデシュとの合同評価）

（参考 2）他ドナー・国際機関との合同評価の実績

平成 14 年度：「技術協力事業におけるマルチ・バイ協力」（UNFPA、UNICEF との合同評価）

平成 16 年度：「モロッコ保健教育分野」（UNICEF との合同評価）

「一般財政支援に関する事例研究（東チモール）」（米国との合同評価）

平成 17 年度：「一般財政支援」（ドナー 17 カ国、被援助国 7 カ国、IMF・世銀等 5 国際機関）

（参考 3）NGO との合同評価実績

平成 14 年度：「NGO 事業補助金制度」

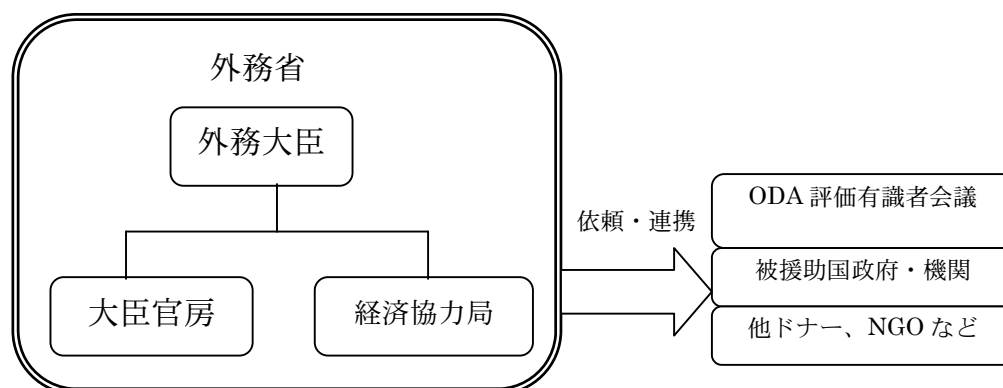
平成 16 年度：「日本 NGO 支援無償資金協力の評価」

平成 17 年度：「フィリピン教育分野評価」

（ロ）政策評価法に基づく評価

一方、政策評価法に基づく評価については、大臣官房が中心となり、同法の定める要領に従って実施している。政策評価法に基づく評価のうち、ODA については経済協力局の担当部局が外務省の政策評価実施計画に則って評価を行い、大臣官房考査・政策評価官室に評価シートを提出する。同室は、経済協力局を含む省内の各部局から提出された評価シートをとりまとめ、省内担当組織（考査・政策評価官室、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）の審査を経て外務省の政策評価書を作成し総務省に提出している。これらの結果は、外務省のホームページを通じて一般に公表されている。なお、政策評価法に行政機関自身が評価を行うと定められていることから、評価者の種類は、外務省による評価である。

図 3 外務省の ODA 評価実施体制



BOX12 ODA 評価有識者会議のメンバー構成(2006 年4月現在)

牟田 博光	東京工業大学教授
池上 清子	国連人口基金(UNFPA)東京事務所長
今里 義和	東京新聞論説委員
大野 泉	政策研究大学院大学教授
田中 弥生	東京大学助教授
野田 真里	名古屋NGOセンター理事・中部大学助教授
橋本 ヒロ子	十文字学園女子大学教授
望月 克哉	日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター専任調査役
山形 辰史	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発スクール(IDEAS)教授

3. 3 目的と機能

(1)評価の目的

ODA 評価は、前述のとおり、政府活動である ODA を効果的・効率的に実施するため、また、ODA に関する情報を納税者である国民に提供するために行われてきた。このことから、外務省では、以下の2つを ODA 評価の目的として掲げている。

◆ ODA のマネジメント改善

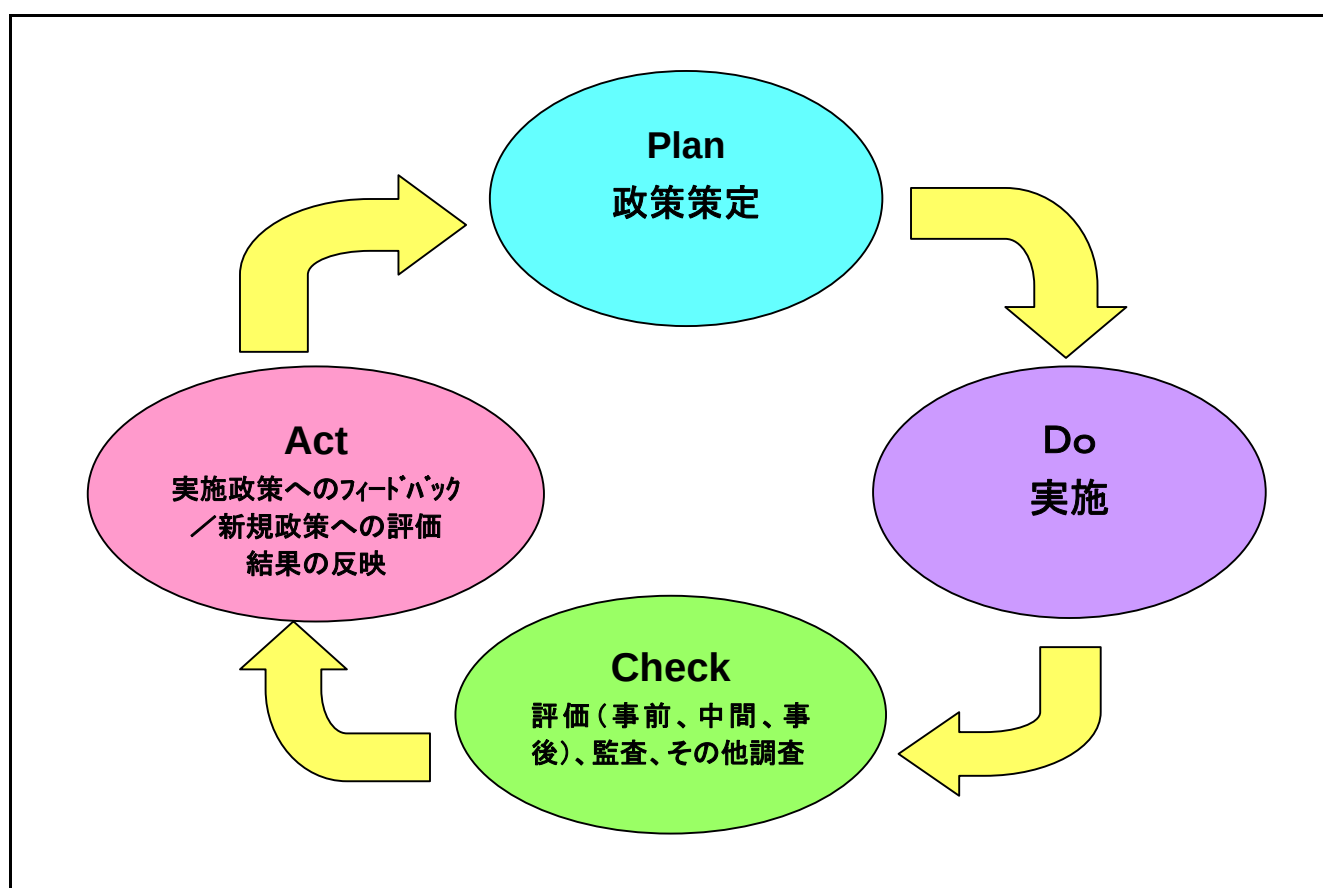
ODA 活動を検証し、その結果得られた教訓を ODA 政策策定及び実施過程にフィードバックすることにより、ODA の管理を支援するとともに ODA の質の向上に資する。

◆ 説明責任（アカウンタビリティ）

評価結果を公表することにより、説明責任を果たすとともに、ODA の透明性を高め ODA に関する国民の理解と参加を促進する。

ODA の評価は、上記に掲げたような目的を果たすため、外務省の実施体制とリンクして行われている。ODA のマネジメント改善という目的からは、政策策定者や実施者が ODA の実施状況を把握し、将来の政策策定や実施に活かすために有益な情報を提供するフィードバック機能が求められる。また、国民に対する説明責任の観点からは、国民に対して正確な情報を分かり易い形で提供することが求められる。外務省では、こうした要請に応えるべく、事前、中間、事後の各段階で評価を実施し、その結果を当省関係者や実施機関、在外公館にフィードバックするとともにホームページ等を通じて公表している。

図 4 ODA 評価の機能(PDCA サイクル)



(イ) 事前段階

ODA の事前段階、すなわち ODA の政策策定段階で行われる評価は、事前評価と呼ばれる。先述のように、事前評価は、政策決定者に政策の取捨選択に係る情報を提供すること、また、明確な目標とそれを達成するための指標の設定に必要な材料を提供すること、という 2 つの概念を持つ。政策レベルでの概念は確立していないため、事前評価は実施されていないが、プロジェクト・レベルでは、事前段階の評価が行われている。外務省では政策評価法に基づいて事前の評価を実施し、また、ODA 実施機関（JICA、JBIC）では 2001 年度より事前評価を実施している。

(ロ) 中間段階

ODA の実施中に中間評価が行われる場合には、ODA の実施状況を妥当性、効率性、中間時点での目標達成度などの観点から検証し、ODA 改善のための情報を提供する機能を持つ。もっとも、ODA の効果は実施後数年経ってから発現するものもあり、この段階では、ODA の長期的な効果よりも実施状況の把握が中心となる。また、ODA の実施中には、ODA の計画段階で設定された指標を定期的に測定するモニタリングが行われることがある。

(ハ) 事後段階

ODA の事後段階、すなわち ODA が終了してから一定期間後には事後評価が行われる。事後評価は ODA をその目的、プロセス、目標達成度、効果などの観点から総合的に検証し、事後のフォローアップのため、また将来の ODA に活用するために有益な情報や提言を提供する機能を持つ。無償資金協力については完了後 3～5 年後に、有償資金協力については完成 2 年後に、技術協力については案件終了 3 年後を目処にそれぞれ事後評価を実施している³²。

(ニ) フィードバック

評価の結果は、日本側及び被援助国における ODA の実施者にフィードバックさ

³² なお、「事前」、「中間」、「事後」という分類は、概念的にはプロジェクト評価のみならず、政策レベル及びプログラム・レベル評価にも該当するが、実際上は政策やプログラムは継続又は改定されていくためその区別は困難である。例えば、国別評価については、次期国別援助計画の策定のために有益なインプットを提供するためには現行計画の対象期間が終了する前に実施する必要があるが、これは「事前」、「中間」、「事後」のいずれかに分類することは困難である。

れる。外務省では、政策レベル及びプログラム・レベル評価中心に経済協力局長をヘッドとする ODA 評価内部検討会議に評価結果を報告し、同会議においてその対応策を決定している。対応策の主なフォローアップ状況は、毎年の年次報告書に掲載され、一般に公表される。また、評価結果を効果的に活用するためには、評価結果をわが国の実施側にフィードバックするのみならず、被援助国の ODA 関係者にフィードバックすることが重要である。これは、ODA がドナー側と被援助国側の共同作業であることからくる当然の帰結であると考えられている。外務省では、評価報告書を被援助国関係者に配布するのみならず、被援助国にて評価セミナーを開催し、評価結果のフィードバックを行う場合もある。更に、被援助国自身が行った評価結果をわが国にもフィードバックし、わが国と被援助国の間で相互のフィードバックを行うことは ODA の質の向上に有益であるとの認識に立ち、被援助国政府・機関による評価の拡充に努めている。

(ホ)公表

ODAの評価結果は国民に公表され、政府の説明責任を果たすために活用される。ODAの評価結果には、ODAの目的、実施プロセス、効果などの評価結果が記載され、国民はODAの内容を知るための情報源とすることができる。外務省では評価調査案件毎の個別報告書、及びこれらを年度ごとにとりまとめた年次報告書（「経済協力評価報告書」）を作成、公表している。また、これらは外務省ホームページ³³に掲載され、インターネットでもアクセス可能となっている。更に、ODA評価結果を国民に発表する場として、評価セミナーを開催している。

3. 4 評価形態

外務省の ODA 評価形態は、その対象によって政策レベル評価、プログラム・レベル評価、プロジェクト・レベル評価に分類される。政策レベル評価とは、国の基本的な経済協力方針を実現することを目的とする複数のプログラムやプロジェクトなどから成る集合を対象とする評価であり、国別評価と重点課題別評価がある。プログラム・レベル評価とは、共通の目的を持った複数のプロジェクトなどの集合を対象とした評価であり、セクター別評価とスキーム別評価がある。また、

³³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/index.html>.

プロジェクト・レベル評価とは、個々のプロジェクトを対象とした評価である。

表 2 外務省の評価形態

レベル	名称	評価者	対象
政策レベル	国別評価	- 第三者評価 - 合同評価 - 外務省による評価（注１）	国別援助政策
	重点課題別評価	- 第三者評価 - 合同評価 - 外務省による評価（注１）	重点課題別援助政策
プログラム・レベル	セクター別評価	- 第三者評価 - 被援助国政府・機関評価 - 合同評価	１ヶ国１セクターにおける援助活動全般
	スキーム別評価	- 第三者評価 - 被援助国政府・機関評価 - 合同評価	援助スキーム
プロジェクト・レベル	事業評価	外務省による評価（注２）	無償資金協力プロジェクト（事後段階）
	事業評価	外務省による評価（注１）	１０億円以上の無償資金協力（事前段階）（注３）
			１５０億円以上の有償資金協力（事前段階）（注３）
			未着手・未了案件（事後段階）（注３）

（注１）外務省による評価は、政策評価法（２００２年施行）に基づいて評価を行っている。

（注２）個別プロジェクトの評価は、基本的に実施機関である JICA 及び JBIC が中心となって実施することになっているが、無償資金協力は外務省自身が実施していることから、外務省でも個別プロジェクト評価を実施している。

（注３）２００４年度に実施されたこれらの評価については以下のＨＰを参照。

政策評価法に基づく事前評価：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka.html>

同法による未着手・未了案件事後評価：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h17_s_1_3_2.pdf

(1) 政策レベル評価

(イ) 国別評価

国別評価は国別の援助政策全般を評価対象とするものである。具体的には、国別援助方針や国別援助計画が対象となる。

（参考）平成 17 年度国別評価案件

カンボジア国別評価（平成 14 年 2 月援助計画策定）

ケニア国別評価（平成 12 年 8 月援助計画策定）

タンザニア国別評価（平成 12 年 6 月援助計画策定）

セネガル国別評価

中間評価の場合には、現行の援助政策の実施状況を中心に検証を行い、その後の実施及び次の援助政策策定のための教訓を得ることが主眼となる。また、事後段階で行われる場合には、過去に実施された援助政策の目的や成果を総合的に検証し、今後のフォローアップや将来の援助政策策定のための教訓を得ることが中心となる。

評価者別には、外部の第三者が中心となっていく第三者評価、外務省が他ドナーや NGO などの外部機関と合同で評価を行う合同評価、更には評価法に基づいて外務省自身が行う評価がある。

(ロ)重点課題別評価

重点課題別評価は、ODA 大綱の重点課題やサミットなどの国際会議で我が国が発表する分野別のイニシアティブなどを評価対象とするものである。たとえば、「貧困削減」や「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」などが対象となる。

(参考) 平成 17 年度重点課題別評価案件

貧困削減に関わる我が国の ODA 評価 (ODA 大綱の重点課題)

平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価 (ODA 大綱の重点課題)

中間評価の場合には、現行の援助政策の実施状況を中心に検証を行い、その後の実施及び次の援助政策策定のための教訓を得ることが主眼となる。また、事後段階で行われる場合には、過去に実施された援助政策の目的や成果を総合的に検証し、今後のフォローアップや将来の援助政策策定のための教訓を得ることが中心となる。

評価者別には、外部の第三者が中心となっていく第三者評価、外務省が他ドナーや NGO などの外部機関と合同で評価を行う合同評価、更には評価法に基づいて外務省自身が行う評価がある。

(2)プログラム・レベル評価

(イ)セクター別評価

セクター別評価は、基本的に 1 ヶ国、1 セクターにおける ODA 活動の集合体を対象に行うものであり、ある国において医療、保健、インフラといったセクター別の開発計画がある場合にはその計画を対象として、また、そのような計画がな

い場合には、そのセクターにおける ODA 活動全体を対象として評価が行われる。

(参考) 平成 17 年度セクター別評価案件

ベトナム・運輸インフラ分野 (被援助国との合同評価)

バングラデシュ・インフラ分野 (被援助国との合同評価)

フィリピン教育分野 (NGO との合同評価)

中間評価の場合には、現行の援助政策の実施状況を中心に検証を行い、その後の実施及び次の援助政策策定のための教訓を得ることが主眼となる。また、事後段階で行われる場合には、過去に実施された援助政策の目的や成果を総合的に検証し、今後のフォローアップや将来の援助政策策定のための教訓を得ることが中心となる。評価者別には、外部の第三者が中心となっていく第三者評価、被援助国政府や被援助国機関が行う被援助国政府・機関評価、外務省が他ドナーや NGO などの外部機関と合同で評価を行う合同評価がある。

(ロ) スキーム別評価

スキーム別評価は、外務省が持つ援助形態(スキーム)のうち、基本的に一つの援助形態を対象に行うものであり、その見直しのための教訓を得ることが主な目的である。草の根・人間の安全保障無償資金協力、一般財政支援、日本 NGO 支援無償資金協力、開発調査、文化無償などがその対象となる。

(参考) 平成 17 年度スキーム別評価案件

草の根・人間の安全保障無償 (第三者評価)

一般財政支援のレビュー (第三者評価)

(3) プロジェクト・レベル評価

プロジェクト・レベル評価とは、個々のプロジェクトを対象とした評価であり、技術協力案件については JICA が、有償資金協力案件については JBIC が中心となって実施している。

定期的な無償資金協力の事後評価については、平成 17 年度から外務省が実施しており、一般プロジェクト無償資金協力及び水産無償資金協力事業のうち、交換公文 (E/N) における供与限度額が 10 億円以上の事業 (政策評価法に規定される

事前評価の対象となる事業）で事業完了後一定期間（原則 3 ～ 5 年間）を経過したものを対象としている。事後評価の実施主体は、内部評価においては無償資金協力課及び在外公館、外部評価においては開発協力や評価について専門的知見を有する第三者としている（但し、内部評価においても客観性を確保すべく、評価結果について第三者による 2 次評価の対象とするとともに、無償資金協力実施適性会議、ODA 評価有識者会議に諮ることとしている。また、その結果について「無償資金協力におけるプロジェクトレベル事後評価報告書」として取りまとめ、ホームページ等を通じて公表している（詳細については、ホームページを参照³⁴）。

一方、2001 年に政策評価法が成立し、法に定められた要件に該当する個別プロジェクトについては外務省自身が評価を実施することになった。具体的には、10 億円以上の無償資金協力案件及び 150 億円以上のプロジェクト型有償資金協力案件については事前評価を実施している³⁵。また、閣議決定後 5 年を経過した時点で、貸付実行開始に至っていない案件（未着手案件）及び閣議決定後 10 年を経過した時点で、貸付実行が未了である案件（未了案件）については事後評価を実施している。評価者については、法律上行政機関自身が評価を行うことになっていることから、外務省自身が評価を行っている。

3. 5 評価基準

(1) 政策レベル及びプログラム・レベル

政策レベルやプログラム・レベルの評価手法は、国際的にも国内的にも確立したものがなく、評価基準は定まっていない。

外務省では、第三者評価、合同評価、被援助国政府・機関評価を実施するに際し、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）が 91 年に発表した評価 5 項目（妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性）を踏まえて、評価基

³⁴ www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka.html

³⁵ 実施機関（JICA、JBIC）では、事前の評価として個別プロジェクトの妥当性や見込まれる効果などの項目で評価を行い、その結果を「事業事前評価表」として公表しているが、外務省の行う事前評価は政策的な観点から評価を行うものである。

準を設定している。基本的には、評価対象となる政策やプログラムの「目的の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」を検証することとしている。

また、政策評価法に基づいて外務省自身が行う評価の場合は、外務省が策定する「政策評価の基本計画」に沿って、必要性、有効性、効率性等の観点も含めて評価を実施している。

BOX13 第三者評価、合同評価、被援助国政府・機関評価の基準

- 目的の妥当性
目的の妥当性では、評価対象となる政策やプログラムがわが国の上位政策や被援助国のニーズに合致しているかを検証する。
- 結果の有効性
結果の有効性では、当初予定された目的が達成されているかを検証する。ただし、わが国の援助政策やプログラムには定量的に測定可能な援助目標が設定されていない場合が多いため、目標が達成されたかというよりはアウトプットやアウトカムの内容を取りまとめることが多い。
- プロセスの適切性
プロセスの適切性では、政策やプログラムの妥当性や有効性が確保されるようなプロセスがとられていたかを検証する。

BOX14 政策評価法における外務省の政策評価の視点

- 必要性
政策の目的が国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進という観点から妥当か。行政関与の在り方から見て国がその企画立案及び実施の主体となる必要があるか。
- 有効性
政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。
- 効率性
投入された資源量に見合った結果が得られるかなど。

(2)プロジェクト・レベル

無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価については、平成 17 年度より「案件の妥当性」、「施設／機材の適切性・効率性」、「効果の発現状況（有効性）」、「インパクト（上位目標への影響等）」、「自立発展性」、「広報効果」を評価基準として各項目毎にレーティングを行っている（具体的な評価手法については「無償資金協力に係るプロジェクト・レベル事後評価実施ガイドライン」参照³⁶）。

³⁶ www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/oda/index/shiryo/hyoka

政策評価法に基づいて外務省自身が行うプロジェクト・レベルの評価では、同法に基づいて外務省が策定する「政策評価の基本計画」に沿って評価を行っている。事前評価の場合は、右基本計画に従って、対象となるプロジェクトの必要性を検証するとともにプロジェクトの成果目標を設定している。また、事後評価の場合は、政府開発援助に係る未着手・未了案件に関し、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを総合的に評価している。なお、実施機関では、基本的に DAC の評価 5 項目を活用している。

ODA 評価の実施

第 4 章

本章では、外務省の ODA 評価の実施手続について、評価形態毎に説明する。

4. 1 事務的手続の流れ

(1) 総論

外務省における ODA 評価は基本的に、(イ) 計画、(ロ) 実施、(ハ) フィードバック及び(ニ) 公表というプロセスで行われる。ただし、政策評価法に基づく「外務省による評価」は、法の定める手続に従うため、ここでは説明を省略する。

(イ) 計画段階

外務省は 3 年間の計画である評価中期計画及び年次計画を作成し、評価の対象となる国、課題、セクター及びスキームを選定する。また、これらの対象に応じて、第三者、合同、被援助国など、いずれの評価者による評価とするかを決定する。その際、ODA 評価有識者会議、他ドナー国、国際機関、被援助国政府・機関などと事前の調整を行う。

(ロ) 実施段階

実施段階は評価者の形態によって評価の進め方が異なるので、次項以降に、(2) 第三者評価、(3) 被援助国との合同評価、(4) 被援助国・機関による評価に分けて説明する。

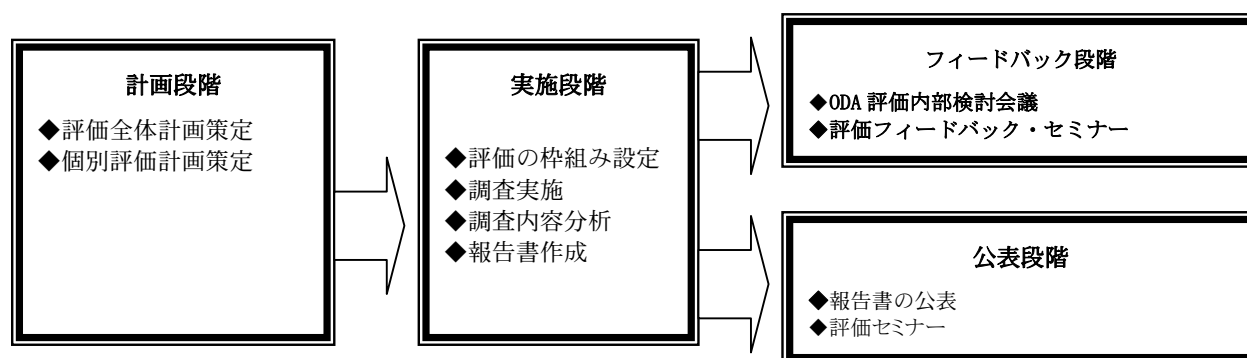
(ハ) フィードバック

フィードバック段階では、評価結果をわが国及び被援助国の ODA 政策策定者及び実施者に伝達する。外務省では、経済協力局長をヘッドとする ODA 評価内部検討会議を開催し、評価結果の対応策を決定している。対応策の主なフォローアップ状況は、毎年の年次報告書に掲載され、一般に公表される。また、被援助国関係者に対しても大使館などを通じて評価報告書を手交したり、現地にてフィードバックセミナーを開催するなど評価結果のフィードバックに努めている。

(二) 公表

評価結果は、外務省ホームページ (www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka) などで一般に公表するとともに、国会議員、有識者、NGO、大学や図書館などに年次報告書を送付し、幅広い公表に努めている。また、外務省では単独で、または実施機関や学会と合同で、評価セミナーを開催し、双方向の意見交換が可能となるよう努めている。

図 5 第三者評価等の流れ



(2) 第三者評価

第三者評価は、ODA 評価有識者会議（以下「会議」と略す）に依頼して実施される。「会議」メンバーは担当案件の「評価主任」として（通常 1 人 1 件）、事務局、アドバイザー及びコンサルタントの協力を得て、ODA 評価の計画策定から報告書作成を行い、そのとりまとめ作業は座長を中心とする「会議」が責任を有する。具体的な作業手順は概ね以下のとおり。

(イ) 評価の実施計画案の策定（４月）

評価主任は、「会議」及び「会議」事務局他外務省関係部局と協議の上、評価の実施計画案を作成する。主に、評価の目的、対象、作業プロセス、実施日程といった基本的な内容を仮設定しておく。

(ロ) 評価チームの編成（５月）

評価主任は、「会議」事務局と協議の上、評価主任、アドバイザー（主任を補佐。評価対象国・地域乃至分野の専門家。）、コンサルタント（補助業務従事者）からなる評価チームを編成する。事務局は、評価主任と作成した実施計画案を踏まえ、情報収集を行うコンサルタントやアドバイザーといった、主任を補佐するメンバーを選定する。

(ハ) 評価の実施計画（評価デザイン）策定（６月～７月）

評価チームは、外務省及び実施機関などの関係部局と協議の上、評価の目的、対象、評価方法、作業スケジュールなどといった評価の実施計画（評価デザイン）を策定し、「会議」の了承を得る。特に、評価対象を正確に把握した上で評価基準を設定する。

(ニ) 評価調査の実施（６月～１２月）

評価チームは、評価の実施計画（評価デザイン）に基づき、評価の判断に必要な情報を収集するための国内調査及び（必要に応じ）現地調査を実施する。関係機関（外務省、実施機関、先方政府機関、他ドナー、NGO 等）からの情報収集、インタビュー申し入れ等については、原則事務局を通して依頼する。必要に応じ、外務省や実施機関関係者等を交えた検討会を開催する。

(ホ)（必要に応じ）現地調査報告会の開催

評価チームは、（必要に応じ）現地調査実施後に、「会議」メンバー、外務省や実施機関の関係者の参加を得て現地調査報告会を開催し、現地調査結果について報告し、情報共有を図る。

(ヘ) 報告書案の作成

評価チームは、収集した情報を分析し、一連の作業の結果を報告書にとりまとめる。

(ト) 最終検討会の開催、報告書の完成

評価チームは報告書の最終ドラフトを作成した時点で、「会議」メンバー、外務省や実施機関の関係者の参加を得て最終検討会議を開催し、報告書ドラフトに対する意見を聴取する。評価主任は関係者からの意見を調整した上で、「会議」に確認の上、報告書の内容を確定する。「会議」は報告書の文責を担うが、その著作権は外務省が有する。

(参考1) 事務局

「会議」の事務局は経済協力局開発計画課（評価班）が務める。事務局は、評価主任をはじめとする評価チームによる評価調査が円滑に行われるよう、会合の設定、アポイントメントの取り付け、公的情報の提供等の事務的機能を果たす。

(参考2) アドバイザー

事務局は、評価主任とも協議の上、評価対象国・地域乃至分野の専門家（最大2名まで。）をアドバイザーとして選定し、就任を依頼する。アドバイザーは担当評価案件に関する各種助言を行う。

(参考3) 評価補助業務従事者

事務局は、企画書招請により評価補助業務従事者（コンサルタント等）を選定する。

(3) 被援助国との合同評価

外務省から被援助国へ打診又は被援助国からの求めに応じて双方で合意した場合に実施する。評価主任を含む双方の評価者は、通常外務省職員、被援助国政府関係者及び両国のコンサルタントで構成されるが、場合によっては双方が雇用したコンサルタントのみで実施することも排除されない。

(4) 他ドナー・国際機関との合同評価

外務省から他ドナー・国際機関へ打診又は被援助国からの求めに応じて双方で合意した場合に実施する。評価主任を含む双方の評価者は、通常外務省職員、他ドナー（国際機関）職員及びコンサルタントで構成されるが、場合によっては双方が雇用したコンサルタントのみで実施することも排除されない。

(5) NGO との合同評価

NGO 側と協議の上、評価者、評価対象を決定する。評価者は、通常外務省職員、NGO 関係者（NGO・外務省定期協議会連携推進委員会にて選定された NGO 代表）及びコンサルタントから構成される。

（イ）評価対象の確定

外務省は、連携推進委員会と協議の上、評価対象を選定する。評価対象の選定にあたっては、外務省の評価年次計画にて政策レベル評価及びプログラムレベル評価の対象とされているものの中から、NGO との連携が期待される分野を選定する。

（ロ）評価者の選定

外務省は、当該評価に関係する部局から、適当職員を選出する。連携推進委員会は外務省に対し、評価者となる NGO の代表を推薦する。

（ハ）評価実施方針の決定

評価者は関係者と協議の上、評価の実施方針を決定する（評価の枠組み（評価項目、指標の設定など）の作成、調査日程の調整等）。

（二）評価の実施

国内調査及び現地調査を行う。評価に必要な情報を特定し、情報収集・分析を行う。できるだけ多くの情報を国内で収集し、現地調査は必要最小限にとどめる。

（ホ）報告書の作成

報告書の文責は評価者（外務省と NGO の連名）にある。まず、コンサルタントが評価者の指示に基づいてドラフトを作成し、評価者全体で協議の上、関係者（外務省関係各課、JICA、JBIC 等）のコメントを得て完成する。

(6)被援助国・機関による評価

被援助国政府・機関評価の場合は、在外公館を通じて被援助国と協議を行い、評価者、評価対象を決定して実施する。

4.2 評価の実施方法(評価手法)

上記のとおり、評価者の構成は多様化しており、それに応じて評価のあり方に差異は出てくるが、本項では、第三者による評価を前提に外務省の ODA 評価で用いる基本的な評価手法を紹介する。

(1) 国別評価³⁷

(イ) 評価デザイン策定

評価主任、アドバイザー、コンサルタントから構成される評価チームを編成した後、評価チームは、評価の目的、対象、評価方法、作業スケジュールなどといった評価のデザインを決定する。その際、外務省や実施機関等関係者からの情報や意見を聴取して参考とする（一同に会した検討会という形をとる場合が多い）。

(a) 評価の目的

外務省では、一般的な評価の目的を ODA のマネジメント改善と説明責任の確保としているが、特に国別評価では、国別援助計画の策定や見直しの参考とすること、当該国におけるわが国 ODA に関する国民の理解を促進することが評価の主な目的となる。

(b) 評価の対象

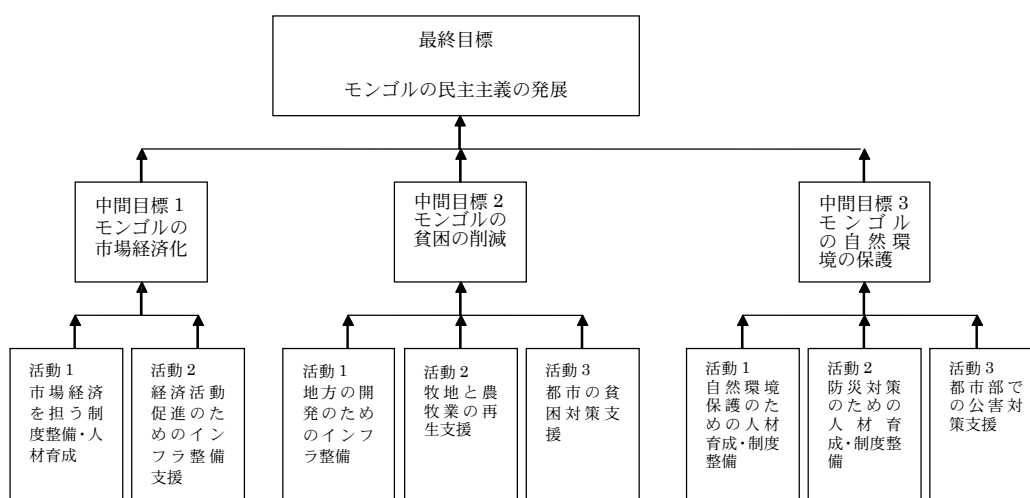
評価の対象範囲を定めるため、政策目標を体系的に整理する。国別援助計画を対象として評価を実施する場合には、国別援助計画の内容から判断し、目標体系を簡潔に示した図を作成する。通常、プロジェクトの数が多いため、全てを一つの図にまとめるのは困難であるが、可能であれば個々のプロジェクトまで記載するのが望ましい。

また、国別評価では、当該国における ODA 活動全般が評価対象となるが、評価

³⁷ 援助協調の進展しているアフリカの一部の国等においては、ドナーがそれぞれ個別に評価をするのではなく、すべてのドナーが合同で評価を実施すべきとの議論も出てきている。他方で、国民へのアカウンタビリティとの関係から我が国独自の国別評価の必要性もあり、今後の検討課題となっている。

の対象期間を設定することで対象範囲が絞られる（国別援助計画を対象とする場合には、同計画の策定時から評価時直近までとするのが一般的。）

図 6 国別援助計画の目標体系図(例)



（c）評価方法

評価対象をどのような基準と分析で判断するのか、その評価方法を明確にする。評価方法の決定に際しては、評価の視点、基準、情報収集先などをわかりやすく整理した評価の枠組みを基に議論する（評価の枠組みの参考例は別添資料参照）。

現在のところ、国内においても国際的にも確立された手法はないが、外務省では、目的、プロセス、結果という 3 つの視点から総合的に評価する方法を採っている。この方法では、まず、評価の視点毎に評価基準を設定し、その基準の程度を分析して評価の判断を行っている。

評価の項目・基準として、通常、政策の目的には妥当性、プロセスには適切性、結果には有効性という基準を用いる。しかしながら、基準はこれらに限定されるわけではなく、状況に応じて適切な基準を設定することができる。なお、国別援助計画の文言に基づき杓子定規に評価を行うのではなく、国別援助計画に体现されている政策一般がどのような成果があったのかを検証することが重要である。

（i）目的の妥当性

妥当性は、わが国の開発援助政策の①相手国ニーズとの整合性、②わが国の上位政策との整合性（策定後から評価時点においても妥当か）、③国際的な優先課題

との整合性、④他ドナーとの役割分担、⑤日本の比較優位性などを検証する基準である。右①及び②については、目標体系図に示された当該政策の内容がわが国の上位政策や国際的な開発課題を踏まえて作成されたものかどうかを検証項目とする。

(ii) 結果の有効性

結果の有効性は、当初設定された目標が達成された程度を検証するための項目であり、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、実際にどこまで効果が現れているのかを検証するための詳細項目を設定する。具体的には、①わが国の実績が被援助国の開発予算のどの程度を占めるものなのか（インプット）、②当初設定された目標がどの程度達成されたのか、③当初設定された重点課題に向けそれぞれどの程度の投入がなされ、どの程度達成されたのかなどを検証項目にする。このように、有効性の検証では、インプット、アウトプット、アウトカムそれぞれのレベルで活動の実績を測定するための指標が必要となるが、わが国の援助政策には指標が設定されていない場合が多いため、評価のデザインを作る段階で指標を設定する必要がある。なお、我が国のみならず他ドナー・国際機関、当該被援助国、NGO といったステークホルダーによるインプットがあり、開発成果は様々な要因による帰結であるため、個々のプロジェクトの結果の把握に比し、政策レベルにおいては我が国の援助の有効性を正確に把握することは極めて困難である。

(iii) プロセスの適切性

プロセスの適切性は、政策の目的の妥当性や結果の有効性を確保するようなプロセスが取られていたかを検証する基準である。具体的には、①国別援助計画（方針）に示された特定課題への取組やアプローチが実施されたか、②被援助国のニーズを継続的に把握する努力（政策協議、セクター別会合等）が払われたか、③現地 ODA タスクフォースや本省の実施体制が整備されていたか、④政策の実施状況を定期的に把握するようなプロセスが取られていたか、⑤他ドナー・国際機関との連携がとれていたかなどといった点を検証項目にする。

(ロ) 評価調査の実施

評価チームは評価デザイン、特に評価の判断に必要な情報を収集するために、国内調査及び現地調査を実施する。予算と時間上の制約があることに鑑み、可能な限り国内で情報を収集し、現地でなければ入手しがたい情報（相手国政府関係

者への聞き取りや対象国の統計の入手等）を特定した上で、現地調査を行う。

情報の収集、分析にあたっては、文献調査、事例研究、ベースライン調査など種々の手法があるが、複数の手法を組み合わせるトライアンギュレーションを行うことが信用度の高い情報を得るために有効である。

現地調査に際しては、評価に必要な聞き取り項目をまとめた質問票を作成して事前に（在外公館を通じて）先方関係者に送付しておくことが、現地調査を効率的に進める上で重要である。

(ハ)情報分析

この段階では、国内調査及び現地調査で収集した情報を分析し、評価の枠組みに応じて判断を行う。定量的な目標が設定され、データが豊富にそろっている場合には、費用対効果分析、計量経済分析などといった定量的な分析が可能であるが、わが国の国別援助計画などでは定性的な目標を掲げている場合が多く、必然的に定性的な判断を行う場合が多い。

以上の検証から得られた結果を踏まえ、効果的・効率的であった事項を今後推進すべきグッドプラクティスとして評価するとともに、改善すべき点があれば具体的な改善方法を客観的な情報をもって提言する。

(二)報告書の作成

評価チームは、以上のような一連の作業の結果を報告書にとりまとめる。報告書は日本語版のみならず、被援助国側にフィードバックするために外国語版（要約）を作成する。また、ホームページ用概要版も作成し、報告書全文、外国語版とともに速やかに外務省ホームページに掲載する。

報告書の作成にあたっては、まず、評価チームが報告書のドラフトを作成し、事実誤認等を避けるため、関係者にコメントを求める。基本的には、外務省や実施機関関係者を集めて検討会を行い、その場で報告書の内容について議論を行う（必要に応じて、書面によるコメントを依頼する。）。評価チームと関係者の間に意見の相違があり調整がつかない場合は報告書の文責を持つ評価チームが最終的な判断を下す。なお、第三者評価の場合、経済協力局長の私的懇談会である ODA

評価有識者会議が中心となって評価を行うため、報告書の著作権は外務省にある。

報告書は、要約と全文で構成されるが、記載すべき内容は、評価の実施方針、評価対象の概要、評価の結果、提言である。また、報告書は資料も含めると膨大な量になりがちであることから、要約を作成して読みやすいものにすることがアカウンタビリティの面からも重要である。

図7 報告書構成(例)

はしがき
目次
略語表
要約
第1章 評価の実施方針
(評価の背景、目的、対象、方法、限界、評価チームなど)
第2章 評価対象の概要
(国別援助計画の概要、当該国の政治・経済・社会状況（主要指標の動向）、当該国における主要ドナーの活動など)
第3章 評価結果
(目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、評価結果の総括)
第4章 提言
参考資料
(国別援助計画本文、国家開発計画概要、要請案件一覧、実施案件一覧、主要指標一覧、調査日程、質問票など)

(2)重点課題別評価

(イ)評価デザイン策定

評価主任、アドバイザー、コンサルタントから構成される評価チームを編成した後、評価チームは、評価の目的、対象、評価方法、作業スケジュールなどといった評価のデザインを決定する。その際、外務省や実施機関等関係者からの情報や意見を聴取して参考とする（一同に会した検討会という形をとる場合が多い）。

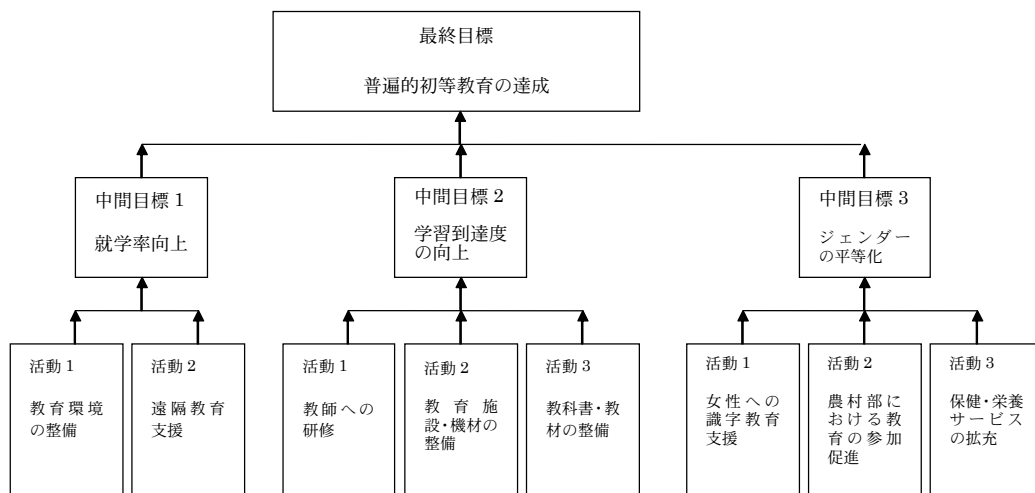
(a) 評価の目的

外務省では、一般的な評価の目的を ODA のマネジメント改善と説明責任の確保としているが、特に重点課題別評価では、ODA 大綱や中期政策の実施状況を把握すること、分野別イニシアティブの策定や見直しの参考とすること、当該重点課題に対するわが国の取組に関する国民の理解を促進することが評価の主な目的となる。

(b) 評価の対象

評価の対象については、評価の対象範囲を定めるため、政策目標を体系的に整理する。ODA 大綱、ODA 中期政策の重点課題を対象とする場合には大綱や中期政策の内容から、分野別イニシアティブを対象とする場合にはその内容から判断し、目標体系を簡潔に示した図を作成する。

図 8 重点課題別評価の目標体系図(例)



（c）評価方法

評価対象をどのような基準と分析で判断するのか、その評価方法を明確にする。評価方法の決定に際しては、評価の視点、基準、情報収集先などをわかりやすく整理した評価の枠組みを基に議論する。

現在のところ、国内においても国際的にも確立された手法はないが、外務省では、目的、プロセス、結果という3つの視点から総合的に評価する方法を採っている。この方法では、まず、評価の視点毎に評価基準を設定し、その基準の程度を分析して評価の判断を行っている。また、より具体的な検証を行うためにケーススタディー国を1～数カ国取り上げることも効果的である。

（i）目的の妥当性

目的の妥当性を検証する項目として、①我が国の外交政策上の位置付け、②国際社会の取組・援助潮流との関連性などが挙げられる。但し、国別評価と異なり、重点課題別評価の場合、評価対象の重点課題そのものが上位レベルの目的・目標であることが多く（例：貧困削減、平和の構築）、その妥当性を改めて検証する意義は薄い。

（ii）結果の有効性

有効性は、当初設定された目標が達成された程度を検証するための項目であり、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、実際にどこまで効果が現れているのかを検証するための詳細項目を設定する。具体的には、我が国の当該開発課題関連の実績が①国際社会、②特定国、③特定地域の中でそれぞれの程度を占め、いかなる効果があったのか（又はなかったのか）を検証する。このように、有効性の検証では、インプット、アウトプット、アウトカムそれぞれのレベルで活動の実績を測定するための指標が必要となるが、わが国の援助政策には指標が設定されていない場合が多いため、評価のデザインを作る段階で指標を設定する必要がある。

（iii）プロセスの適切性

プロセスの適切性は、政策の目的の妥当性や結果の有効性を確保するようなプロセスが取られていたかを検証する基準である。具体的には、①中期政策に明記された特定課題に対するアプローチや具体的取組が採られていたか、②他ドナ

一・国際機関との連携がとれていたか、③被援助国との協議が行われていたか、④実施体制は十分整っていたか、⑤政策の実施状況を定期的に把握するようなプロセスが採られていたかなどといった点を検証項目にする。

図 9 報告書構成(例)

はしがき
目次
略語表
要約
第 1 章 評価の実施方針
(評価の背景、目的、対象、方法、限界、評価チームなど)
第 2 章 評価対象の概要
(重点課題別援助政策の概要、主要指標の動向、当該課題に対する主要ドナーの活動など)
第 3 章 評価結果
(目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、評価結果の総括)
第 4 章 提言
参考資料
(重点課題別の政策及び方針本文、実施案件一覧、主要指標一覧、調査日程、質問票など)

(3)セクター別評価

(イ)評価デザイン策定

評価主任、アドバイザー、コンサルタントから構成される評価チームを編成した後、評価チームは、評価の目的、対象、評価方法、作業スケジュールなどといった評価のデザインを決定する。その際、外務省や実施機関等関係者からの情報や意見を聴取して参考とする（一同に会した検討会という形をとる場合が多い）。

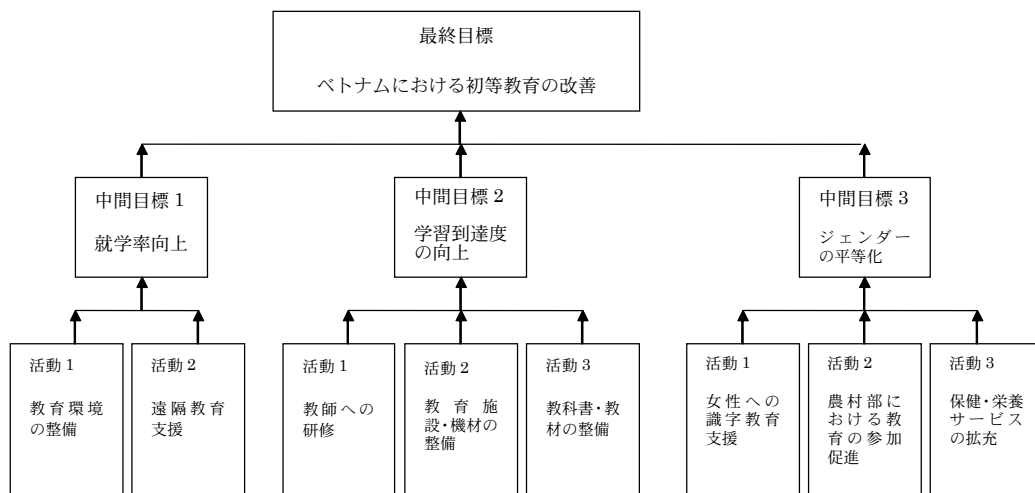
(a) 評価の目的

外務省では、一般的な評価の目的を ODA のマネジメント改善と説明責任の確保としているが、特にセクター別評価では、当該国の当該セクターにおける方針や計画の策定や見直しの参考とすること、当該方針や計画に関するわが国の取組について国民の理解を促進することが評価の主な目的となる。

(b) 評価の対象

評価の対象については、評価の対象範囲を定めるため、計画や方針の目標を体系的に整理する。セクター別の計画や方針がある場合にはそれらの内容から、ない場合には国別援助計画の該当分野の内容から判断し、目標体系を簡潔に示した図を作成する。通常、プロジェクトの数が多いため、全てを一つの図にまとめるのは困難であるが、可能であれば個々のプロジェクトまで記載するのが望ましい。

図 10 セクター別評価の目標体系図(例)



また、セクター別評価では、当該国の当該セクターにおけるODA活動全般が評価対象となるが、評価の対象期間を設定することで対象範囲が絞られる。

（c）評価方法

評価対象をどのような基準と分析で判断するのか、その評価方法を明確にする。評価方法の決定に際しては、評価の視点、基準、情報収集先などをわかりやすく整理した評価の枠組みを基に議論する。

現在のところ、国内においても国際的にも確立された手法はないが、外務省では、目的、プロセス、結果という3つの視点から総合的に評価する方法を採っている。この方法では、まず、評価の視点毎に評価基準を設定し、その基準の程度を分析して評価の判断を行っている。

（i）目的の妥当性

妥当性は、当該セクターにおけるわが国の援助が、①相手国の政策、計画及びニーズと合致しているか、②わが国の上位政策と整合的なか、③他ドナーの援助との関連性などを検証する。

（ii）結果の有効性

有効性は、当初設定された目標が達成された程度を検証するための項目であり、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、実際にどこまで効果が現れているのかを検証するための詳細項目を設定する。具体的には、①わが国の実績が当該セクターにおける開発予算のどの程度を占めるものか、②当初設定された目標がどの程度達成されたのか、③当該セクターに対しどの程度の投入がなされ、どの程度効果があったのか（例えば、当該国の教育分野にどれだけの投入がなされ（インプット）、わが国の支援でできた学校が当該国や地域全体の何%程度の児童を収容できるか（アウトプット）、それらの学校を活用することによって、どの程度その国や地域の就学率が向上したのか（アウトカム））などを検証項目にする。このように、有効性の検証では、インプット、アウトプット、アウトカムそれぞれのレベルで活動の実績を測定するための指標が必要となるが、わが国の援助政策には指標が設定されていない場合が多いため、評価のデザインを作る段階で指標を設定する必要がある。

(iii) プロセスの適切性

プロセスの適切性は、政策の目的の妥当性や結果の有効性を確保するようなプロセスが取られていたかを検証する項目である。例えば、①当該セクターの開発課題を把握するため先方政府と十分な協議が行われていたか、②スキーム間の有機的な連携がとれているか、③他ドナー・国際機関と協調・連携がとれているか、④援助実施体制は十分か、④政策の実施状況を定期的に把握するようなプロセスが取られていたかといった点を検証項目にする。

評価に用いられる分析方法には、性質に着目した定性的な分析と量に着目した定量的な分析手法がある。定量的な目標が設定され、データが豊富にそろっている場合には、費用対効果分析、計量経済分析などといった定量的な分析が可能であるが、わが国の援助政策は定性的な目標を掲げている場合が多く、必然的に定性的な分析を行う場合が多い。

図 11 報告書構成(例)

はしがき
目次
略語表
要約
第1章 評価の実施方針
(評価の背景、目的、対象、方法、限界、評価チームなど)
第2章 評価対象の概要
(セクター別援助計画の概要、当該国当該セクターに関連する政治、経済状況、主要指標の動向、当該セクターにおける主要ドナーの活動など)
第3章 評価結果
(目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、評価結果の総括)
第4章 提言
参考資料
(セクター別援助計画本文、実施案件一覧、要請案件一覧、主要指標一覧、調査日程、質問票など)

(4) スキーム別評価

(イ) 評価デザイン策定

評価主任、アドバイザー、コンサルタントから構成される評価チームを編成した後、評価チームは、評価の目的、対象、評価方法、作業スケジュールなどといった評価のデザインを決定する。その際、外務省や実施機関等関係者からの情報や意見を聴取して参考とする（一同に会した検討会という形をとる場合が多い）。

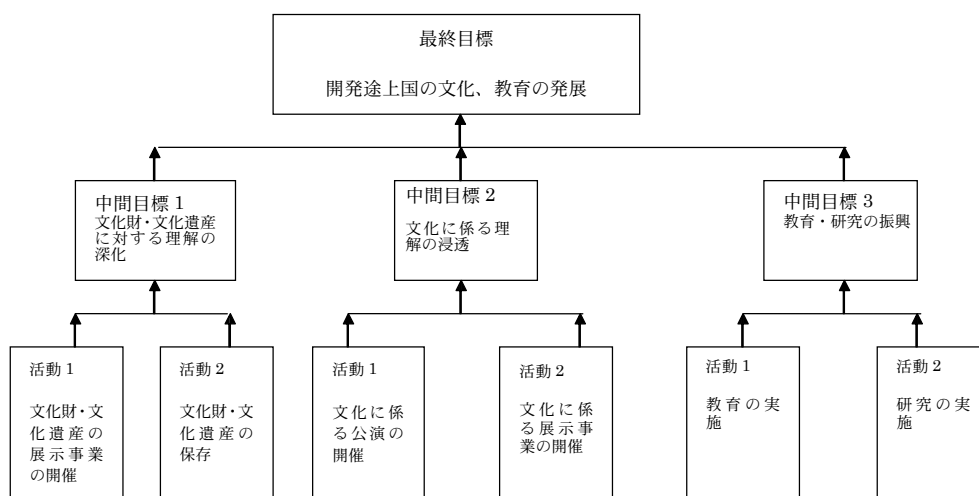
(a) 評価の目的

外務省では、一般的な評価の目的をODAのマネジメント改善と説明責任の確保としており、スキーム別評価では、スキームの改善の参考とすること、当該スキームに関するわが国の取組について国民の理解を促進することが評価の主な目的である。

(b) 評価の対象

評価の対象については、評価の対象範囲を定めるため、スキームの目標を体系的に整理する。スキーム別の実施要領などから判断し、目標の体系を簡潔に示した図を作成する。

図 12 スキーム別評価の目標体系図(例)



また、スキーム別評価では、当該スキーム全般が評価対象となるが、評価の対象期間を設定することで対象範囲が絞られる。3～5年の実績を対象とすることが多い。

（c）評価方法

評価対象をどのような基準と分析で評価するのか、その方法を明確にする。評価方法の決定に際しては、評価の視点、基準、情報収集先などをわかりやすく整理した評価の枠組みを基に議論する。

外務省では、目的、プロセス、結果という3つの視点から総合的に評価する方法を採っているが、スキームによって評価の観点は多様になり得るので、3つの枠内で評価項目は柔軟に対応する。また、より具体的な検証を行うためにケーススタディー国を1～数カ国取り上げることも効果的である。

（i）目的の妥当性

妥当性は、①被援助国の開発ニーズとの整合性、②わが国の上位政策であるODA大綱や中期政策との整合性、③国際的な開発課題との整合性などを検証する。

（ii）結果の有効性

有効性は、当初設定された目標が達成された程度を意味するため、当該スキームの実施要領等に定められた目的がどの程度達成されたのかを測定する。スキームの目的は定量的には定めにくいことから、基本的に定性的な判断を行うことが多い。

（iii）プロセスの適切性

プロセスの適切性では、スキームの目的の妥当性や結果の有効性を確保するようなプロセスが取られていたかを検証する。具体的には、①スキーム運用のためのガイドラインの整備状況、②実施体制、③モニタリングやフォローアップの実施状況等につき検証する。

図 13 報告書構成(例)

はしがき
目次
略語表
要約
第1章 評価の実施方針
(評価の背景、目的、対象、方法、限界、評価チームなど)
第2章 評価対象の概要
(スキームの概要、スキームに関連する国際的な動向、主要ドナーの類似スキームの実績など)
第3章 評価結果
(目的の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、評価結果の総括)
第4章 提言
参考資料
(スキームの実施要領、実施案件一覧、調査日程、質問票など)

参考1

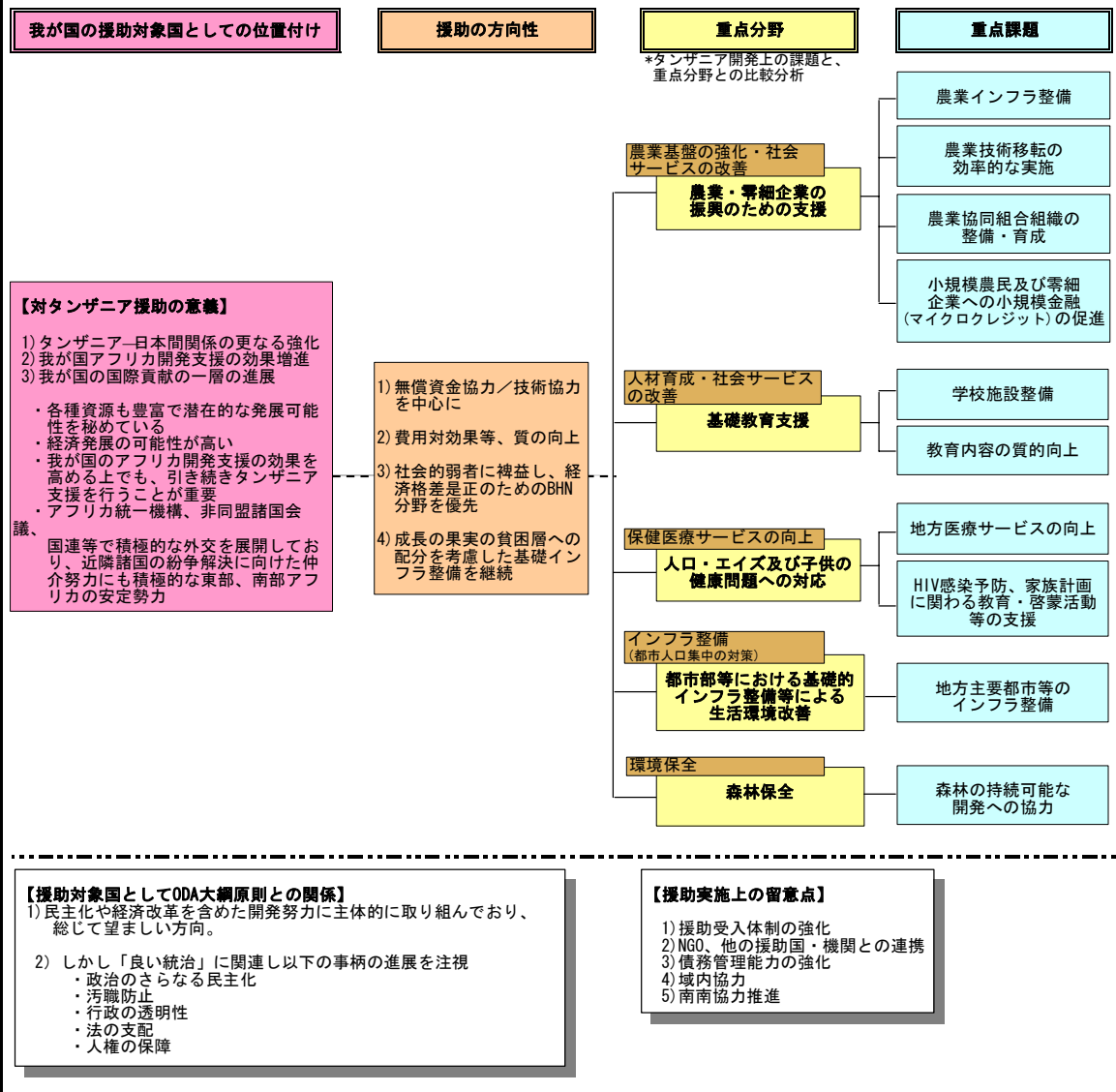
評価の枠組み・目標体系図

(参考例)

I. タンザニア国別評価：評価の枠組み

評価の視点	評価項目	評価内容	評価指標
I. 目的	対タンザニア国別援助計画（以下「計画」と略称）の妥当性	11. 「計画」は上位政策であるODA大綱、同中期政策、TICAD等を含むアフリカ政策などとの程度整合性を有しているか。	111. 【日本のODA政策との整合度】 ODA大綱（新／旧）、中期政策（新／旧）、TICAD政策との整合度
		12. タンザニアの国家開発計画とどの程度整合的か（タンザニア側の一連の開発政策・計画の進展を整理した上で、「計画」の重点分野・留意点等が、タンザニア側の開発ニーズにどの程度適合していたかを検証する）	121. 【タンザニアの国家開発計画との適合度】
		13. 主要ドナー／国際機関の援助政策と我が国の政策とには相違点／共通点などがあるか。（重点分野等及び『援助協調』に向けた取り組みも検証の対象とする。）	131. 【主要ドナーの援助方針との共通度】 共通性を見るのは援助分野と援助協調の取り組みなど
II. 結果	「計画」の有効性及びインパクト	21. 個別援助活動は、『援助の目指すべき方向』・『重点分野・課題別援助方針』においてどの程度有効であったか。	211. 【資金的貢献度】 我が国援助実績の重点分野毎の分野全体内での金額比率 212. 【タンザニア側ニーズの反映度】 我が国援助の内容はタ国のニーズ（分野、地域、貧困削減など）に沿っていたか。 213. 【相乗効果・波及効果】 実施された案件は相乗効果・波及効果を十分考慮されて選択されたか。 214. 【地域・マクロ指標の改善度】 重点分野指標（農業生産など）あるいは貧困削減指標などの改善度及びそこへの日本の貢献度
		22. 「計画」は総体として、我が国の『タンザニア支援の意義』をどの程度体现できたか。	221. 【外交関係の貢献度】我が国とタンザニアの外交関係は改善したか。 222. 【我が国アフリカ支援効果の向上度】
		23. 「計画」は総体として、タ国の発展にどの程度貢献したか。	231. 【タ国貧困削減への貢献度】 232. 【タ国経済成長への貢献度】
		31. 「計画」が、関係者の十分な情報と分析を踏まえ、適切な体制によって策定されたか。	311. 【策定手続きの適切性】 日本国内での検討、タンザニアとの協議など 312. 【策定体制の適切性】
		32. 「計画」は、適切に実施されたか（JICA等我が国援助実施機関の対タンザニア援助方針及び案件の形成・選定は適切だったか）。	321. 【JICA国別事業実施計画への反映度】 重点分野／留意点など 322. 【案件形成・選択過程の適切度】 「実施上の留意点」への対応度 323. 【タ側への説明・周知の度合い】
		33. 「計画」の実施に際し、タ側の援助受入体制は適切であったか。	331. 【タ側Ownershipの適切性】 案件形成・選択におけるタンザニア側の主体性・自国予算充当状況 332. 【案件実施／モニタリング体制の適切性】
IV. 援助協調（プロセス）	援助協調の動向への対応	41. タ国で進展した援助協調の動向に適切に対応できたか。	411. 【援助協調への内容的対応の適切性】 日本側の対応はスピード・内容において適切であったか。 412. 【援助協調への体制的対応の適切性】 組織（権限）・人員・資金的スキームで適切に対応できたか。 413. 【戦略性】 援助協調の動向を積極的にとらえ、我が国の優位性を発揮できるような戦略的対応ができたか。
		51. 我が国の援助協調への参加・関わりは、援助協調のメリットが十分発現されるような貢献を行ったか。	511. 【関与度】 我が国のタ国での援助協調への肝要の度合い（分野、深さ） 512. 【セクター別援助協調メリット発現への貢献度】 タ国で援助協調が進むセクターにおいてそのメリットを実現するように日本がどの程度貢献したか。 513. 【タ国の全体的援助協調のメリット発現への貢献度】 タ国ではセクターを超えて援助協調・手続き調和化が促進れようとしている。その中で、日本は協調のメリットを最大化することにどの程度貢献したか。

＜タンザニア国別援助計画の目標体系図＞



Ⅱ. 重点課題別評価（平和構築）：評価の枠組み

評価対象：平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価調査 評価対象時期：1992 年度～2004 年度			
評価視点	評価項目	評価内容、指標	情報収集方法・収集源
目的	妥当性	〔平和構築援助政策全般〕 - 我が国の上位政策と照らした我が国の平和構築援助政策の目的の妥当性 - 我が国の平和構築援助政策の目的は、外交政策の基本方針と照らして妥当であったか。 - 我が国の平和構築援助政策の目的は、経済協力政策の上位政策（ODA 大綱、ODA 中期政策）と照らして妥当であったか - 国際社会の取り組み・援助潮流と照らして我が国の平和構築援助政策の目的は妥当性であったか。 〔アフガニスタンに対する平和構築援助政策〕 - 我が国の上位政策との関係における我が国の対アフガニスタン平和構築援助政策の目的の妥当性 - アフガニスタンの平和の定着を目指すという我が国の政策目的は、我が国外交政策の基本方針と照らして妥当であったか。 - アフガニスタンの平和の定着を目指すという我が国の政策目的は、我が国の経済協力の上位政策（ODA 大綱、ODA 中期政策）と照らして妥当であったか。 - 我が国の対アフガニスタン平和構築援助政策の目的は、国際社会の取り組み及びアフガニスタンの人々のニーズと照らして妥当であったか。	◆文献調査 「紛争と開発」に関する日本からの行動：アクション・フロム・ジャパン（平成 12 年 7 月） - 政府開発援助大綱平成 4 年、平成 15 年 - 政府開発援助 (ODA) 中期政策平成 11 年、平成 17 年 - 国際平和協力懇談会報告書 - 総理大臣・官房長官・外務大臣等政府要人の発言記録（記者会見録等） - その他日本政府公表文書 ◇ヒアリング - 外務省 - 被援助国政府 - 他ドナー（含、国際機関） - NGO
	類似点・相違点	〔平和構築援助政策全般及びアフガニスタンに対する平和構築援助政策〕 - 平和構築に向けた我が国の政策と国際社会の平和構築政策との類似点・相違点 - 国連が掲げる平和構築政策との類似点・相違点 - OECD/DAC 等の主要国際機関の平和構築関連援助政策との類似点・相違点 - 他の二国間ドナーの平和構築関連援助政策との類似点・相違点	◆文献調査 - Agenda for Peace、Supplement to Agenda for Peace - Report of the Panel on UN Peace Operations - OECD/DAC Guideline “Helping Prevent Violent Conflict” - OECD/DAC Guideline “Security System Reform and Governance” - 各国・各援助機関の援助政策、平和構築政策に係る報告書、ステートメント等 ◇ヒアリング - 外務省 - 被援助国政府 - 他ドナー（含、国際機関） - NGO

評価対象: 平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価調査 評価対象時期: 1992 年度～2004 年度			
評価視点	評価項目	評価内容、指標	情報収集方法・収集源
結果	有効性／ インパクト	〔平和構築援助政策全般〕 - 我が国の平和構築援助全般の結果の有効性・インパクトの確認 - 我が国が平和構築援助を実施した国・地域が我が国を含む国際社会の支援の結果、どのような状況にあるかを確認する。 〔アフガニスタンに対する平和構築援助政策〕 - 我が国の対アフガニスタン平和構築援助のインプット及びアウトプットの確認、成果及びインパクトの評価 - 対アフガニスタン支援全般のインプットの確認： 日本の対アフガニスタン援助総額、平和の定着構想（平和、治安、復興の 3 本柱）に沿った分野別金額を確認 - 重点分野支援のインプット及びアウトプットの確認、成果及びインパクトの評価： 日本の重点支援分野とされている①武装解除、動員解除及び社会復帰（Disarmament, Demobilization, and Reintegration: DDR）支援、②緒方イニシアティブ、③幹線道路整備の 3 分野を中心にインプット及びアウトプット及びアウトカムを確認。 アウトプット例：供与施設、機材数等 DDR 支援：社会復帰指導員育成専門家数、元兵士職業訓練設備数等 緒方イニシアティブ：学校数、灌漑施設数、医療施設数等 幹線道路整備：道路整備必要資機材等 アウトカム例： DDR 支援：武装解除・社会復帰兵士数 等 緒方イニシアティブ：帰還難民数、就学児童数 等 幹線道路整備：輸送・移動時間、交通量等 インパクト例： DDR 支援：政治プロセス進展に与えたインパクト、治安状況に与えたインパクト 等 緒方イニシアティブ：緒方イニシアティブによる援助の相乗効果、住民和解へのインパクト 等 幹線道路整備：政治プロセス進展に与えたインパクト、治安状況に与えたインパクト、住民和解に与えたインパクト 等	◆文献調査 （インプット、アウトプットの確認、結果の有効性の評価） - 外務省資料（記事資料、プロジェクト概要、事後評価報告書等）、国際機関資料（プロジェクト中間報告、最終報告）等（インパクトの評価） - World Development Indicators - 外務省「政府開発援助（ODA）国別データブック」 等 ◇ヒアリング - 外務省、現地日本大使館、JICA 事務所 - 被援助国政府 - 他ドナー（含む、国際機関） - NGO - 裨益者（住民等）

評価対象: 平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価調査 評価対象時期: 1992 年度～2004 年度			
評価視点	評価項目	評価内容、指標	情報収集方法・収集源
プロセス	適切性・ 効率性	〔我が国の平和構築援助全般及び対アフガニスタン支援〕 - 日本政府（主に外務省）内における平和構築に向けた取り組み（特に対アフガニスタン）の遂行プロセスの適切性・効率性 - 関係局課間の協議・調整プロセスの適切性・効率性 等 - 被援助国との協議・調整プロセスの適切性 - 被援助側のニーズに関する被援助国や受け皿機関との協議の実施状況、適切性 - 他のドナー・国際機関との協議・調整プロセスの適切性 - 支援の役割分担、重複回避に関する協議・調整プロセスの適切性	◆文献調査 - 日本政府内における関係局課との協議記録 - 我が国と被援助国、他ドナー等との協議記録等 ◇ヒアリング - 外務省、現地日本大使館、JICA 事務所 - 被援助国政府 - 他ドナー（含む、国際機関） - NGO
	発展性	〔我が国の平和構築援助全般及び対アフガニスタン支援〕 - 日本政府の平和構築援助実施体制（本邦及び現地）の変化の態様と発展性 - 日本政府の平和構築援助実施プロセスの変化の態様と発展性	◆文献調査 - 日本政府内における関係局課との協議記録等 ◇ヒアリング - 外務省、現地日本大使館、JICA 事務所

Ⅲ. バングラデシュ・インフラ分野（農村開発・災害対策）における被援助国との合同評価：評価の枠組み

(1) Rural Development

Dimensions	Evaluation Items & Criteria	Means	Information Sources
• Objectives: Relevance	- Consistency with GOJ's ODA strategies and plans - Consistency with the Bangladesh country assistance programme (CAP), sector-wise assistance directions of the ODA task force, and other relevant strategic/planning documents	<Desk Review> Preparation of component-level objective trees → Assessment of the consistency with the relevant programme, directions, etc.	MoFA, JICA, JBIC
	- Consistency with the policy, plans and needs on the Bangladeshi side - Consistency with the five year development plans (1990s), I-PRSP, and LGED master plans/development plans	<Desk Review> - Review of the relevant sections of the 4th & 5th Five Year Plans and I-PRSP - Compilation of LGED sector/area-wise master plans/development plans and achievements since 1991	ERD, I-PRSP (website), LGED
	Consistency with the assistance of other development partners	<Desk Review & Interviews> Compilation of the policies/approaches of other development partners and projects under their assistance	LGED, relevant development partners (World Bank, ADB, EC, SIDA, etc.)
• Results: Effectiveness & Impacts	Inputs and outputs (intended inputs and outputs if the concerned projects/activities are on-going)	<Desk Review> Preparation of inputs-outputs (intended and actual) tables	MoFA, JICA, JBIC, LGED
	- Effects - Utilization of road networks, etc.	<Desk Review> Project-wise effect indices and monitoring results	JICA, JBIC, LGED
	- Impacts (qualitative and quantitative) on poverty reduction - Targets: rural roads, bridges and related facilities (employment, income, number of commercial/production establishments, access to social services, etc.)	<Interviews> - Sample field surveys → beneficiary interviews (in the project areas assisted by Japan) - Compilation of success and lesson learning stories <Desk Review> - Review of baseline studies (if available) - Review of existing impact studies by LGED and development partners	JICA, JBIC, LGED, field visits

Dimensions	Evaluation Items & Criteria	Means	Information Sources
	Post-project operation and maintenance (for the sustainability of project effectiveness)	<Desk Review> - Review of relevant documents (including budgetary arrangements) <Direct Observation & Interviews> - Sample field surveys (rural roads, bridges, and related facilities)	LGED, field visits
	Degree of contribution to LGED's capacity development (the technical cooperation project, experts, training, etc.)	<Desk Review> - Review of relevant project and expert reports <Interview> - LGED staff survey - Focus group interview	LGED
• <u>Processes:</u> Appropriateness	- Consultation and coordination with GOB/LGED - The appropriateness of consultation and coordination during the process of formulation and implementation	<Desk Review> - Review of relevant documents <Interviews> - Interviews with LGED and GOD concerned officials	LGED, ERD, JICA, JBIC, Japan ODA Task Force
	- Coordination and cooperation between ODA schemes - Consultation and coordination during the processes of formulation and implementation	<Desk Review> - Preparation of flow charts on developments of scheme cooperation <Interviews> - Interviews with concerned Japanese and Bangladeshi officials and experts	MoFA, JICA, JBIC, Japan ODA Task Force
	- Partnership with other development partners - Consultation and coordination during the processes of formulation and implementation	<Desk Review> - Review of relevant documents <Interviews> - Interviews with concerned officials and experts of Japan and other development partners	Japan ODA Task Force, JICA, JBIC, relevant development partners
	- LGED implementation structures and arrangements - Procedures and methods of planning (including consultation and coordination with other relevant government institutions and beneficiaries) - Procedures and mechanism for operations and maintenance - Features and issues of other institutional/organizational aspects (including budgetary arrangements, leadership, discipline and incentives, demarcation of responsibilities with other agencies)	<Desk review> - Review of relevant reports on the RDEC project and others <Interviews> - LGED staff survey - Interviews with LGED senior management and other key staff	JICA experts, LGED senior management and staff (HQ and fields), MoLGRD&C, other ministries and government institutions

(2) Disaster Management

Dimensions	Evaluation Items & Criteria	Means	Information Sources
• Objectives: Relevance	- Consistency with GOJ's ODA strategies and plans - Consistency with the Bangladesh country assistance programme (CAP), sector-wise assistance directions of the ODA task force, and other relevant strategic/planning documents	<Desk Review> Preparation of component-level objective trees → Assessment of the consistency with the relevant programme, directions, etc.	MoFA, JICA
	- Consistency with the policy, plans and needs on the Bangladeshi side - Consistency with the five year development plans (1990s), I-PRSP, and LGED master plans/development plans	<Desk Review> - Review of the relevant sections of the 4th & 5th Five Year Plans and I-PRSP - Compilation of the Master Plan for the Multipurpose Cyclone Shelters (1993), other relevant plans, and achievements since 1991	ERD, I-PRSP (website), LGED, Ministry of Disaster Management, BWDB
	Consistency with the assistance of other development partners	<Desk Review & Interviews> Compilation of the policies/approaches of other development partners and projects under their assistance	LGED, relevant development partners (World Bank, ADB, EC, SIDA, etc.)
• Results: Effectiveness & Impacts	Inputs and outputs (intended inputs and outputs if the concerned projects/activities are on-going)	<Desk Review> Preparation of inputs-outputs (intended and actual) tables	MoFA, JICA, LGED
	- Effects - Utilization of multipurpose cyclone shelters (the number of beneficiaries, the effect during the 1997 cyclones, etc.	<Desk Review> Project-wise effect indices and monitoring results	JICA, LGED

Dimensions	Evaluation Items & Criteria	Means	Information Sources
	- Impacts (qualitative and quantitative) on poverty reduction - Target: multipurpose cyclone shelters (employment and education opportunities, etc.)	<Interviews> - Sample field surveys → beneficiary interviews (in the project areas assisted by Japan) - Compilation of success and lesson learning stories <Desk Review> - Review of baseline studies (if available) - Review of existing impact studies by LGED and development partners	JICA, LGED, field visits
	Post-project operation and maintenance (for the sustainability of project effectiveness)	<Desk Review> - Review of relevant documents (including budgetary arrangements) <Direct Observation & Interviews> - Sample field surveys (cyclone shelters)	LGED, field visits
	Degree of contribution to LGED's capacity development (the technical cooperation project, experts, training, etc.)	<Desk Review> - Review of relevant project and expert reports <Interview> - LGED staff survey - Focus group interview	LGED
Processes: Appropriateness	- Process of continuous support - The appropriateness of consultation and coordination during the process of formulation and implementation	<Desk Review> - Review of relevant documents <Interviews> - Interviews with LGED and GOD concerned officials	LGED, ERD, JICA, Japan ODA Task Force
	- Partnership with other development partners - Consultation and coordination during the processes of formulation and implementation	<Desk Review> - Review of relevant documents <Interviews> - Interviews with concerned officials and experts of Japan and other development partners	Japan ODA Task Force, JICA, relevant development partners

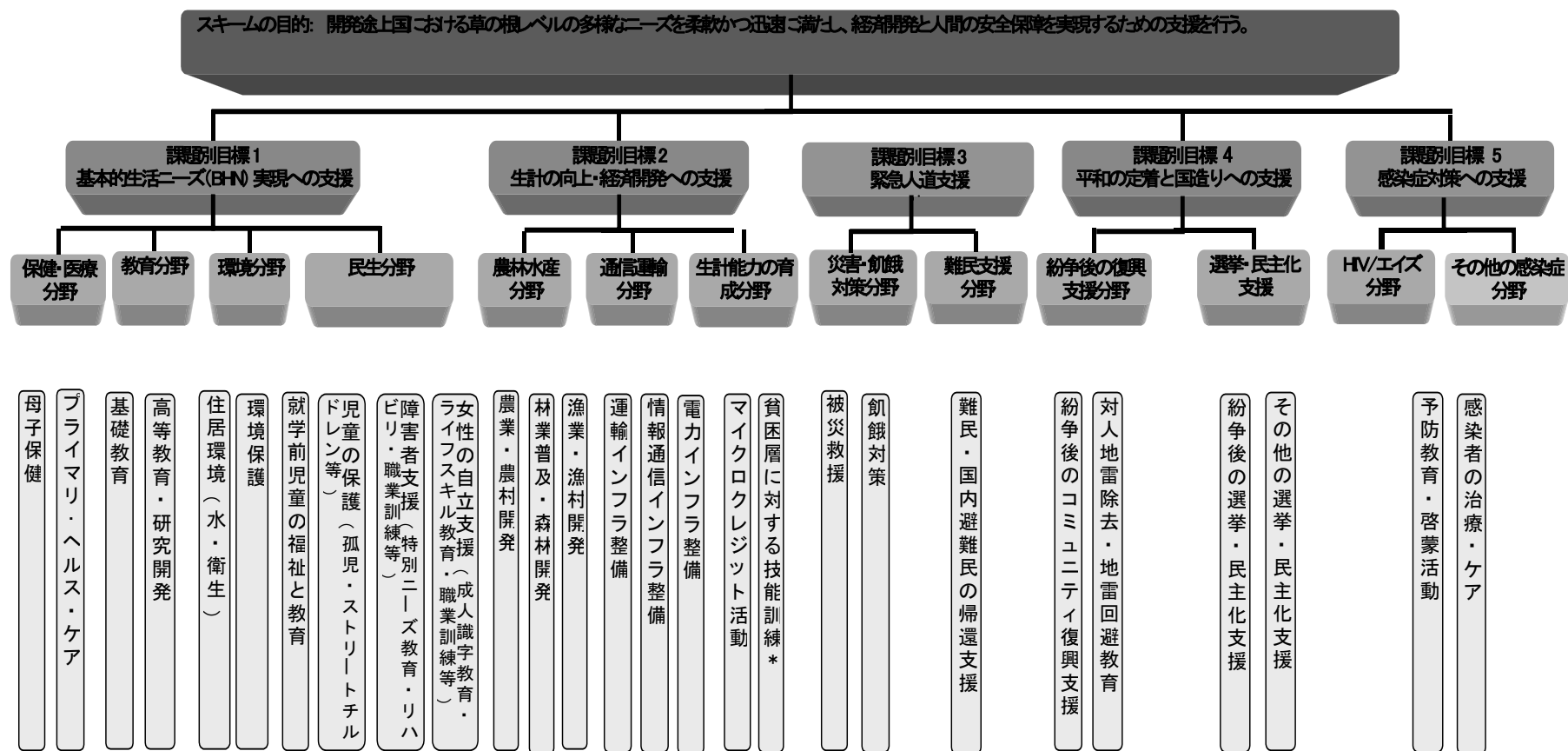
IV. 草の根・人間の安全保障無償の評価：評価の枠組み（案件全般を対象）

評価対象：草の根・人間の安全保障無償資金協力評価		対象時期：2002 年度～2004 年度	
調査の視点	評価項目	評価内容・評価指標	情報収集先/情報源
I. スキームの目的	妥当性	1. スキームの政策的枠組みの妥当性 指標 1-1 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（以下、草の根無償）スキームの方針と新 ODA 大綱との整合性はあるか。 指標 1-2 本省作成の「草の根ガイドライン」に新 ODA 中期政策で提唱されている「人間の安全保障」実現のための援助アプローチがどれほど反映されているか。 指標 1-3 「人間の安全保障」理念の強化はスキームの方針にどれほど反映されているか。	A. 文献調査 政府開発援助大綱、中期政策 外務省関連資料 国連ミレニアム開発目標 外務省作成「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」
II. スキームの結果	有効性	2. スキームの目標達成度 指標 2-1 「人間の安全保障」理念の強化はスキーム実施にどれほど反映されたか。 指標 2-2 スキームの比較優位性が実施案件にどれほど反映されているか。	A. 文献調査 案件別請訓表 地域・国別約束状況 外務省無償資金協力課 外務省ホームページ B. ケーススタディ国での調査結果 C. 在外公館アンケート調査
III. スキームの実施プロセス	適切性	3. 在外公館の運営・実施体制の整備状況 <u>本省と在外公館の分業体制</u> 指標 3-1 在外公館の人員配置は適切であるか。 指標 3-2 外部委託調査員制度の効率的活用がされているか。 指標 3-3 本省と在外公館との権限・役割分担は適切であるか <u>運用手続き及び案件の発掘・選定</u> 指標 3-4 被援助国の状況に適合した実施要領・ガイドラインが在外公館によって作成されているか。 指標 3-5 案件請訓から承認までの迅速な対応をするための体制がとられているか。 指標 3-6 案件選定は基準に沿って適切に行われているか。 指標 3-7 現地 NGO ネットワークや他ドナーとの協力、および日本の他援助スキームとの連携による案件形成はどれほどすすんでいるか。利点や課題は何か。 <u>案件実施中のモニタリング及びフォローアップ</u> 指標 3-8 実施状況を定期的に把握するプロセスはとられているか。 <u>「人間の安全保障」理念の強化を反映した案件に対応する実施体制の整備状況</u> 指標 3-9 緊急ニーズに迅速に対応するため、人道支援型案件の手続きとそれ以外の案件の手続きに違いが設けられているか。 指標 3-10 選定基準は、脅威にさらされている人々への裨益を重視する案件が優先的に選定されるような配慮されているか。 指標 3-11 社会的弱者（女性・障害者・子ども等）の保護と能力強化を目的とした案件が優先的に選定されるよう配慮されているか。 指標 3-12 紛争・災害地域でのモニタリング及びフォローアップのための人員配置ができているか。	A. 文献調査 実施要領・各種ガイドライン 在外公館からの報告 外務省関連情報 外務省ホームページ B. ケーススタディ国での調査結果 C. 在外公館アンケート調査

IV. 草の根・人間の安全保障無償の評価：評価の枠組み（ケーススタディー国を対象）

評価対象：草の根・人間の安全保障無償資金協力評価		対象時期：2002 年度～2004 年度	
調査の視点	評価項目	評価内容・評価指標	情報収集先/情報源
I. 目的	妥当性	4. 実施案件の目的の妥当性 指標 4-1 「草の根無償」案件と当該国の開発政策等との整合性はあるか。 指標 4-2 地域住民のニーズに合致していたか。 指標 4-3 （「草の根無償」が実施団体によるプロジェクトの一部を支援する場合）「草の根無償」が支援するプロジェクトの目的とスキームの目的との整合性はあるか。	A. 文献調査 当該国開発政策 案件別請訓表 案件毎の中間・最終報告書 B. インタビュー調査 外務省関連局課 被供与団体 他国援助機関等
II. 結果	有効性	5. 当該国におけるスキームの目標達成度 指標 5-1 当該国で実施された案件は課題別目標達成にどのように貢献しているか（従来の草の根無償型 / 開発型）（課題別目標 1、2）と「人道支援型」（課題別目標 3、4、5）の割合） 指標 5-2 当該国で実施された案件のうち、直接裨益者を受けた社会層が貧困層や保護を必要とする社会的弱者であった案件の占める割合はいかほどであるか。 指標 5-3 当該国で実施された案件のうち、人々の自立のための能力強化を目的とした案件の占める割合はいかほどであるか。 指標 5-4 当該国で実施された案件のうち、住民参加型案件やコミュニティによるイニシアティブによって実施された案件の占める割合はいかほどであるか。 6. スキームの有効活用 指標 6-1 当該国で実施された案件のうち、間接費支援を実施した案件の割合はいかほどであるか。間接費は支援プロジェクトの目的達成のために有効に活用されたか。 指標 6-2 当該国で実施された案件のうち、他援助機関との協力案件および日本の他スキームとの連携案件の占める割合はいかほどであるか。協力・連携型案件実施によって得られた相乗効果と協力・連携型案件実施の留意点は何か。	A. 文献調査 案件別請訓表 国別約束状況 外務省無償資金協力課 外務省ホームページ B. インタビュー調査 在外公館 被供与団体 他国援助機関 C. 在外公館アンケート調査
III. 実施プロセス	適切性	7. 実施案件のプロセスの適切性 指標 7-1 案件の発掘・選定プロセスは適切であったか。 指標 7-2 選定プロセスにおいて草の根ニーズをどのように把握したか。 指標 7-3 「応募・要請の受理から案件請訓まで」および「案件請訓から承認まで」に要した時間は適切であったか。適切なタイミングで資金供与が行われたか。 指標 7-4 贈与契約期間中に終了したか。（終了されなかった場合には、その理由は何か。） 指標 7-5 他援助機関との協力案件や日本の他援助スキームとの連携案件の場合、策定プロセスや実施プロセスにおいて情報交換や協議は十分に行われたか。 指標 7-6 案件実施中に定期的なモニタリングを実施したか、また、モニタリングの結果につきフォローアップを実施したか。 指標 7-7 実施案件についての広報活動を行ったか（行った場合にはその方法と効果）。	A. 在外公館アンケート B. 文献調査 各種報告書 C. インタビュー調査 在外公館 被供与団体 在外の援助関係者（JICA 事務所、NGO）

草の根・人間の安全保障無償：目標体系図



□ サブセクター

* 障害者および女性を対象とした職業訓練以外のもの

参考2

評価関連用語

ここに掲載した評価関連用語は経済協力開発機構（OECD）発行の「評価と援助の有効性－評価および結果重視マネジメントにおける基本用語集」に記載されているものである。

原本：経済協力開発機構（OECD）発行 Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management/L'évaluation et l'efficacité de l'aide n° 6 – Glossaire des principaux termes à l'évaluation et la gestion axée sur les résultats

著作権 © 2002 OECD

日本語版 © 2003 OECD の許諾により外務省

アウトカム（成果）

インターベンションのアウトプット（産出物）によって達成されると見込まれる、または達成された短期的及び中期的な効果。

関連用語：結果、アウトプット（産出物）、インパクト、効果

アウトプット（産出物）

インターベンションの結果として生み出される産出物、資本財及びサービス。インターベンションから生じた変化であって、アウトカム（成果）達成に関連する変化を含むこともある。

アカウンタビリティ（説明責任）

事前に合意した規定と基準に従って業務を遂行したことを明示する義務。または、与えられた権限に基づく役割及び（又は）計画に照らして、実績（パフォーマンス）を公正かつ正確に報告する義務。場合によっては、業務が契約条件に一致していることを慎重に、ときには法的に説明できるような形で示すことが求められる。

注：開発の分野におけるアカウンタビリティ（説明責任）とは、定められた責任、役割、期待される実績（パフォーマンス）に従ってパートナーが行動する義務、また、資源の適切な使用という観点からの義務を指す場合がある。評価者にとっては、正確、公正でかつ信頼できるモニタリングの報告と実績測定結果を提供する責任をも意味する。また、公共セクターの責任者及び政策立案者にとってアカウンタビリティ（説明責任）とは、納税者及び（又は）市民に対するものである。

委託事項

評価の目的及び範囲、用いられる手法、実績（パフォーマンス）の査定や分析の実施を行うための標準、配分される資源及び時間、さらに報告義務を明示した文書。「仕事の範囲」「評価委託」というふたつの表現も同じ意味で用いられることがある。

Outcome

The likely or achieved short-term and medium-term effects of an intervention's outputs.

Related term: result, outputs, impacts, effect.

Outputs

The products, capital goods and services which result from a development intervention; may also include changes resulting from the intervention which are relevant to the achievement of outcomes.

Accountability

Obligation to demonstrate that work has been conducted in compliance with agreed rules and standards or to report fairly and accurately on performance results vis a vis mandated roles and /or plans. This may require a careful, even legally defensible, demonstration that the work is consistent with the contract terms. Note: Accountability in development may refer to the obligations of partners to act according to clearly defined responsibilities, roles and performance expectations, often with respect to the prudent use of resources. For evaluators, it connotes the responsibility to provide accurate, fair and credible monitoring reports and performance assessments. For public sector managers and policy-makers, accountability is to taxpayers/citizens.

Terms of reference

Written document presenting the purposes and scope of the evaluation, the methods to be used, the standard against which performance is to be assessed or analyses are to be conducted, the resources and time allocated, and reporting requirements. Two other expressions sometimes used with the

インパクト

開発インターベンションによって直接または間接に、意図的にまたは意図せずに引き起こされる、肯定的、否定的及び一次的、二次的な長期的効果。

インプット（投入）

開発インターベンションに使用される財政的、人的及び物質的資源。

開発インターベンション¹

開発を促進するためにパートナー（ドナー及び非ドナー）が支援を行うための手段。

注：例として、政策提言、プロジェクト、プログラムなど。

開発目標

意図されたインパクトのことであり、一つまたはそれ以上の開発インターベンションを通じて、ある社会、コミュニティ、グループの物理的、財政的、制度的、社会的、環境的その他様々な便益に貢献するもの。

外部評価

ドナーや援助実施に関わる組織以外の組織及び（又は）個人によって行われる開発インターベンションの評価。

活動

行動や業務のことであり、これを通じて特定のアウトプット（産出物）を生み出すためにインプット（投入）（資金、技術支援、その他の種類の資源）がなされる。

関連項目：開発インターベンション

仮定

same meaning are “scope of work” and “evaluation mandate”.

Impacts

Positive and negative, primary and secondary long-term effects produced by a development intervention, directly or indirectly, intended or unintended.

Inputs

The financial, human, and material resources used for the development intervention.

Development Intervention

An instrument for partner (donor and non-donor) support aimed to promote development.

Note: Examples are policy advice, projects, programs.

Development objective

Intended impact contributing to physical, financial, institutional, social, environmental, or other benefits to a society, community, or group of people via one or more development interventions.

External evaluation

The evaluation of a development intervention conducted by entities and/or individuals outside the donor and implementing organizations.

Activity

Actions taken or work performed through which inputs, such as funds, technical assistance and other types of resources are mobilized to produce specific outputs.

Related term: development intervention.

Assumptions

¹ 開発援助以外の分野では、「介入」と訳される場合がある。

開発インターベンションの進捗や成功に影響を及ぼす可能性のある要因またはリスクに関する仮説。

注： 仮定は、評価自体の妥当性に影響する仮定的な条件と捉えることもできる（例：サーベイのためのサンプリング手順を計画する際の母集団の特性などに関する前提）。予期した結果の連鎖を系統立てて追跡する評価方法である「セオリー評価 (Theory based evaluations)」では、仮定が明示される。

監査

組織の業務の価値を高めたり改善することを目的として計画された、独立しかつ客観的な確認活動。厳密なリスク管理、統制、組織運営プロセスの効果を査定、改善するための系統的、規律あるアプローチを用いて、組織が目標を達成できるよう支援する。

注： 通常の監査（財務監査）と実績監査は異なるものであり、前者が法令や規則と合致しているかという点（合規性）に着目するのに対し、後者は妥当性、経済性及び効果に着目する。外部監査が独立した組織によって実施されるのに対し、内部監査は内部管理について査定するものであり、経営部門への報告を担当する部門によって実施される。

帰属

認識された変化と特定の支援とをある因果関係に帰すること。

注： 帰属とは、以下の点が信用できるものかどうかにも関係する。すなわち、認められた開発効果は、他のインターベンション、区別困難な要因、あるいは外的影響を考慮に入れた上で、ある特定のパートナーまたは複数のパートナーによる特定のインターベンションや実績（パフォーマンス）に帰することができるのかという点である。

Hypotheses about factors or risks which could affect the progress or success of a development intervention.

Note: Assumptions can also be understood as hypothesized conditions that bear on the validity of the evaluation itself, e.g., about the characteristics of the population when designing a sampling procedure for a survey. Assumptions are made explicit in theory based evaluations where evaluation tracks systematically the anticipated results chain.

Audit

An independent, objective assurance activity designed to add value and improve an organization's operations. It helps an organization accomplish its objectives by bringing a systematic, disciplined approach to assess and improve the effectiveness of risk management, control and governance processes.

Note: a distinction is made between regularity (financial) auditing, which focuses on compliance with applicable statutes and regulations; and performance auditing, which is concerned with relevance, economy, efficiency and effectiveness. Internal auditing provides an assessment of internal controls undertaken by a unit reporting to management while external auditing is conducted by an independent organization.

Attribution

The ascription of a casual link between observed (or expected to be observed) changes and a specific intervention.

Note: Attribution refers to that which is to be credited for the observed changes or results achieved. It represents the extent to which observed development effects can be attributed to a specific intervention or to the performance of one or more partner taking account of other interventions, (anticipated or unanticipated) confounding factors, or external shocks.

教訓

プロジェクト、プログラム、政策における評価経験に基づく帰納的結果であり、特定の状況から抽出され、より幅広い場面に適用される。「教訓」は、準備、計画、実施というそれぞれの段階において、実績（パフォーマンス）、アウトカム（成果）及びインパクトに影響を与える長所や短所をしばしば明確にするものである。

国別プログラム評価／国別援助評価²

あるパートナー国における、単独あるいは複数のドナーの開発インターベンションのポートフォリオ及びその開発支援の背景にある援助戦略の評価。

クラスター評価

関連する活動、プロジェクト及び（又は）プログラムをひとまとめのものとして評価すること。

経済性

アウトプット（産出物）に無駄がないこと。

注： 使用された少ない資源のコストが、計画された目標を達成するための必要最小限に近似しているとき、その活動は経済的であるといえる。

形成評価

実績（パフォーマンス）の改善を意図して行われる評価であり、そのほとんどはプロジェクトやプログラムの実施段階で行われる。

注： 形成評価は、その他の理由によって行われることもある。すなわち、法律上の要請から、あるいはより大きな評価作業の一部として行われることもある。

関連用語：プロセス評価

結果

開発インターベンションのアウトプット（産出物）、アウトカム（成果）、あ

Lessons learned

Generalizations based on evaluation experiences with projects, programs, or policies that abstract from the specific circumstances to broader situations. Frequently, lessons highlight strengths or weaknesses in preparation, design, and implementation that affect performance, outcome, and impact.

Country Program Evaluation/Country Assistance Evaluation

Evaluation of one or more donor's or agency's portfolio of development interventions, and the assistance strategy behind them, in a partner country.

Cluster evaluation

An evaluation of a set of related activities, projects and/or programs.

Economy

Absence of waste for a given output.

Note: An activity is economical when the costs of the scarce resources used approximate the minimum needed to achieve planned objectives.

Formative evaluation

Evaluation intended to improve performance, most often conducted during the implementation phase of projects or programs.

Note: Formative evaluations may also be conducted for other reasons such as compliance, legal requirements or as part of a larger evaluation initiative.

Related term: process evaluation.

Results

The output, outcome or impact (intended or unintended, positive and/or negative) of a

² 外務省では「国別評価」と呼称している。

るいはインパクト（意図的なもの、意図でないもの、肯定的なもの、及び（又は）否定的なものを含む）。

関連用語：アウトカム（成果）、効果、インパクト

結果重視マネジメント

実績（パフォーマンス）及びアウトプット（産出物）、アウトカム（成果）、インパクトの達成に焦点を置いたマネジメント戦略。

関連用語：ロジカル・フレームワーク

結果のフレームワーク

開発目標はどのように達成されるべきかを説明するプログラムの論理であり、因果関係やその背景にある仮定も含むものである。

関連用語：結果の連鎖、ロジカル・フレームワーク

結果の連鎖

開発インターベンションにおける因果関係の連鎖のことであり、期待される目標を達成するために必要な一連の流れ、すなわち、インプット（投入）に始まり、活動及びアウトプット（産出物）に移行し、アウトカム（成果）、インパクト、フィードバックに至るまでの連鎖を規定するものである。機関によっては、対象範囲（影響範囲）もこの結果の連鎖の一部に含まれる。

関連用語：仮定、結果のフレームワーク

結論

結論とは、評価対象となるインターベンションの成功要因と失敗要因を指摘するものであり、特にその結果やインパクトが意図されていたか、または意図されていなかったか、さらにより一般的にその他の長所と短所にも注意を払う。結論はデータ収集及び分析をもとに、明解な議論の積み重ねを通して導き出される。

効果

インターベンションによって直接あるいは間接的に引き起こされる、意図さ

development intervention.

Related terms: outcome, effect, impacts.

Results-Based Management (RBM)

A management strategy focusing on performance and achievement of outputs, outcomes and impacts.

Related term: logical framework.

Results framework

The program logic that explains how the development objective is to be achieved, including casual relationships and underlying assumptions.

Related terms: results chain, logical framework.

Results Chain

The causal sequence for a development intervention that stipulates the necessary sequence to achieve desired objectives-beginning with inputs, moving through activities and outputs, and culminating in outcomes, impacts, and feedback. In some agencies, reach is part of the results chain.

Related terms: assumptions, results framework.

Conclusions

Conclusions point out the factors of success and failure of the evaluated intervention, with special attention paid to the intended and unintended results and impacts, and more generally to any other strength or weakness. A conclusion draws on data collection and analyses undertaken, through a transparent chain of arguments.

Effect

Intended or unintended change due directly or indirectly to an intervention

れた変化または意図されていなかった変化。

関連用語：結果、アウトカム（成果）

合同評価

異なる複数の援助機関及び（又は）パートナーが参加して行う評価。

注：個々のパートナーがどれくらい評価プロセスに協力し、評価のための資源を持ちより、個々の評価報告を組み合わせるかによって、さまざまな「合同」の程度がある。合同評価は、プログラム及び戦略の有効性、複数のパートナーの支援の補完性、援助調整の質等を査定する際に生じる個々のドナーへの帰属問題を克服するのに役立つ。

効率性

資源及び（又は）インプット（投入）（資金、専門技術（知識）、時間など）がいかに経済的に結果を生み出したかを示す尺度。

参加型評価

援助機関及び（受益者を含む）利害関係者の代表が、共同で評価を計画、実施、解釈するという評価手法。

自己評価

開発インターベンションの計画及び実施に携わるものによる評価。

事後評価

開発インターベンションが終了した後に行われる評価。

注：これは終了直後に行われることもあれば、終了後時間をおいてから行われることもある。意図するところは成功要因と失敗要因を明確にし、結果及びインパクトの自立発展性（持続可能性）を査定し、またその他のインターベンションの参考となるような結論を導き出す

or indirectly to an intervention.

Related terms: results, outcome.

Joint evaluation

An evaluation to which different donor agencies and/or partners participate.

Note: There are various degrees of “jointness” depending on the extent to which individual partners cooperate in the evaluation process, merge their evaluation resources and combine their evaluation reporting. Joint evaluations can help overcome attribution problems in assessing the effectiveness of programs and strategies, the complementarity of efforts supported by different partners, the quality of aid coordination, etc.

Efficiency

A measure of how economically resources/inputs (funds, expertise, time, etc.) are converted to results.

Participatory evaluation

Evaluation method in which representatives of agencies and stakeholders (including beneficiaries) work together in designing, carrying out and interpreting an evaluation.

Self-evaluation

An evaluation by those who are entrusted with the design and delivery of a development intervention.

Ex-post evaluation

Evaluation of a development intervention after it has been completed.

Note: It may be undertaken directly after or long after completion. The intention is to identify the factors of success or failure, to assess the sustainability of results and impacts, and to draw conclusions that may inform other interventions.

ことである。

事前評価

開発インターベンションの実施前に行われる評価。

関係用語：審査、開発支援開始時の質

実績（パフォーマンス）

開発インターベンションあるいは開発パートナーが、特定の基準、標準、ガイドラインに従って活動した度合い、または設定された上位目標や計画に従って結果を達成したかという度合い。

実績指標

開発インターベンションの中で生じた変化を立証するため、あるいは当初計画と比較して結果を示すための変数。

関連用語：実績モニタリング、実績測定（パフォーマンス・メジャメント）

実績測定（パフォーマンス・メジャメント）

設定された上位目標に対する開発インターベンションの実績（パフォーマンス）を査定するためのシステム。

関連用語：実績モニタリング、指標

実績モニタリング

プロジェクト、プログラム、政策が期待される結果に対してどの程度実施されているかを比較するために、データを収集、分析する継続的なプロセス。

質の保証

質の保証とは、開発インターベンションの長所、価値あるいは所与の標準の整合性を査定及び改善することに関わる活動を含むものである。

注：質を保証するための業務には、審査、RBM（結果重視マネジメント）、実施中のレビュー、評価などが含まれる。質の保証は、ポートフォリオの質及びその開発効果について査定することにも関連するものである。

Ex-ante evaluation

An evaluation that is performed before implementation of a development intervention.

Related terms: appraisal, quality at entry.

Performance

The degree to which a development intervention or a development partner operates according to specific criteria/standards/guidelines or achieves result in accordance with stated goals or plans.

Performance indicator

A variable that allows the verification of changes in the development intervention or shows results relative to what was planned.

Related terms: performance monitoring, performance measurement.

Performance measurement

A system for assessing performance of development interventions against stated goals.

Related terms: performance monitoring, indicator.

Performance monitoring

A continuous process of collecting and analyzing data to compare how well a project, program, or policy is being implemented against expected results.

Quality Assurance

Quality assurance encompasses any activity that is concerned with assessing and improving the merit or the worth of a development intervention or its compliance with given standards.

Note: examples of quality assurance activities include appraisal, RBM, reviews during implementation, evaluations, etc. Quality assurance may also refer to the

指標

量的又は質的な要素又は変数のことであり、これによってインターベンションの達成度を測定するため、支援によって生じた変化を明示するため、または開発関係者の実績（パフォーマンス）を査定する手助けとなるための簡潔かつ信頼できる手段がもたらされる。

信頼性

データや評価判断の一貫性もしくは確実性のことであり、評価データを収集、解釈するために用いられる手法、手順、分析の質に関連する。

注：同様の条件の下で、同様の手法を用いて繰り返し行った観察によって、同様の結果が得られた場合、その評価情報は信頼できるといえる。

受益者

対象とされている、されていないに拘わらず、開発インターベンションによって直接もしくは間接的に便益を受ける個人、グループ、組織。

関連用語：対象範囲（影響範囲）、ターゲット・グループ

上位目標

開発インターベンションによる貢献が期待されている、より高次の目標。

関連用語：開発目標

自立発展性（持続可能性）

開発インターベンションの終了時における、開発インターベンションによる便益の持続性。

長期的便益が継続する見込み。時間の経過に伴う純益の流出というリスクに対する回復力。

assessment of the quality of a portfolio and its development effectiveness.

Indicator

Quantitative or qualitative factor or variable that provides a simple and reliable means to measure achievement, to reflect the changes connected to an intervention, or to help assess the performance of a development actor.

Reliability

Consistency or dependability of data and evaluation judgements, with reference to the quality of the instruments, procedures and analyses used to collect and interpret evaluation data.

Note: evaluation information is reliable when repeated observations using similar instruments under similar conditions produce similar results.

Beneficiaries

The individuals, groups, or organizations, whether targeted or not, that benefit, directly or indirectly, from the development intervention.

Related terms: reach, target group.

Goal

The higher-order objective to which a development intervention is intended to contribute.

Related term: development objectives.

Sustainability

The continuation of benefits from a development intervention after major development assistance has been completed.

The probability of continued long-term benefits. The resilience to risk of the net benefit flows over time.

審査³

資金拠出を決定する前に、開発インターベンションの妥当性、実施可能性及び潜在的な自立発展性（持続可能性）を全体的に査定すること。

注：開発機関、開発銀行等において、審査の目的は、その活動が組織の資源の適切な使用を意味するかどうかを意思決定者が判断できるようにすることにある。

関連項目：事前評価

正当性

当該データ収集方法及び手法によって、測定予定であったものをどの程度（実際に）測定できるのかという度合い。

セクター・プログラム評価

特定の開発目標の達成に貢献する、一国内もしくは複数の国にまたがる特定のセクターにおける開発インターベンションの集合体を対象とした評価。

注：セクターには、保健、教育、農業、運輸等の公共活動の目的に照らして、同じグループに分類される複数の開発活動が含まれる。

総括評価

インターベンションの終了時（もしくはインターベンションの特定の段階）に、当初見込まれたアウトカム（成果）がどの程度実現されたかを判断するための調査。総括評価はプログラムの価値についての情報を提供することを意図するものである。

関連用語：インパクト評価

組織制度的開発インパクト

インターベンションによってその国又は地域が人的、財政的及び天然資源を効果的で公正かつ持続的に利用する能

Appraisal

An overall assessment of the relevance, feasibility and potential sustainability of a development intervention prior to a decision of funding.

Note: In development agencies, banks, etc., the purpose of appraisal is to enable decision-makers to decide whether the activity represents an appropriate use of corporate resources.

Related term: ex-ante evaluation

Validity

The extent to which the data collection strategies and instruments measure what they purport to measure.

Sector program evaluation

Evaluation of a cluster of development interventions in a sector within one country or across countries, all of which contribute to the achievement of a specific development goal.

Note: a sector includes development activities commonly grouped together for the purpose of public action such as health, education, agriculture, transport etc.

Summative evaluation

A study conducted at the end of an intervention (or a phase of that intervention) to determine the extent to which anticipated outcomes were produced. Summative evaluation is intended to provide information about the worth of the program.

Related term: impact evaluation.

Institutional Development Impact

The extent to which an intervention improves or weakens the ability of a country or region to make more efficient, equitable

³ 開発援助以外の分野では、「査定」と訳される場合がある。

力を向上あるいは減退させる度合い。例えば、(a) 組織制度的仕組みの明確さ、安定性、透明性、実行力及び予測可能性が向上すること、及び（又は）(b) これら組織制度的仕組みに相応する、組織の任務と能力がその権限により一致するようになるなどである。こうしたインパクトには、ある行動による意図された、及び意図されない効果が含まれる。

対象範囲（影響範囲）

開発インターベンションの受益者及びその他の利害関係者。

関連用語： 受益者

ターゲット・グループ

特定の個人または組織であり、彼（彼女）らの便益のために開発インターベンションが行われる。

妥当性

開発インターベンションの目標が、受益者の要望、対象国のニーズ、地球規模の優先課題及びパートナーやドナーの政策と合致している程度。

注： 過去においては、妥当性の問題は、インターベンションの目標あるいはその計画が、依然として適切なものであるかどうかという点が問題になることが多い。

中間評価

インターベンション実施の中間段階に行われる評価。

関連用語： 形成評価

提言

1) 開発インターベンションの有効性、質、効率を高めること、2) 目標を再検討すること、3) 資源の再分配、を目的として行われる提案。提言は結論と関連付けられなければならない。

or region to make more efficient, equitable, and sustainable use of its human, financial, and natural resources, for example through: (a) better definition, stability, transparency, enforceability and predictability of institutional arrangements and/or (b) better alignment of the mission and capacity of an organization with its mandate, which derives from these institutional arrangement. Such impacts can include intended and unintended effects of an action.

Reach

The beneficiaries and other stakeholders of a development intervention.

Related term: beneficiaries.

Target group

The specific individuals or organizations for whose benefit the development intervention is undertaken.

Relevance

The extent to which the objectives of a development intervention are consistent with beneficiaries' requirements, country needs, global priorities and partner's and donors' policies.

Note: Retrospectively, the question of relevance often becomes a question as to whether the objectives of an intervention or its design are still appropriate given changed circumstances.

Mid-term evaluation

Evaluation performed towards the middle of the period of implementation of the intervention.

Related term: formative evaluation.

Recommendations

Proposals aimed at enhancing the effectiveness, quality, or efficiency of a development intervention; at redesigning the objectives; and/or at the reallocation of resources. Recommendations should be

データ収集ツール

評価作業において、情報源の特定と情報収集を行うために用いられる方法。

注： 例として、フォーマル及びインフォーマル・サーベイ、直接及び参加型観察、コミュニティ・インタビュー、フォーカス・グループ（ディスカッション）、有識者の意見、ケース・スタディ、文献資料調査など。

テーマ別評価

複数の国、地域、分野にまたがる特定の開発重点事項に関わるすべての開発インターベンションを抽出したのに対して行う評価。

独立評価

（評価の対象となる）開発インターベンションの計画及び実施に責任を有する者から統制を受けない組織や個人によって行われる評価。

注： 評価の信頼性は、いかに独立して実施されたかという点にある程度かかっている。ここで独立とは、政治的影響や組織的圧力に左右されないことを意味する。独立評価は、情報への完全なアクセスがあること、調査の実施及び評価結果の報告において評価者の完全な自主性が保たれるという特徴をもつ。

トライアングレーション

ある査定（アセスメント）を立証及び実証するために、3つもしくはそれ以上の理論、出所、情報の種類、分析の方法を用いること。

注： 複数のデータ源、手法、分析、理論を組み合わせることによって、評価者が単一の情報提供者、単一の手法、単一の観察者あるいは単一の理論研究による偏りを克服することを目的とする。

内部評価

ドナー、パートナーあるいは援助実施に関わる組織の経営部門に対する報告を行う部局及び（又は）個人によって行

linked to conclusions.

Data Collection Tools

Methodologies used to identify information sources and collect information during an evaluation.

Note: Examples are informal and formal surveys, direct and participatory observation, community interviews, focus groups, expert opinion, case studies, literature search.

Thematic evaluation

Evaluation of a selection of development interventions, all of which address a specific development priority that cuts across countries, regions, and sectors.

Independent evaluation

An evaluation carried out by entities and persons free of the control of those responsible for the design and implementation of the development intervention.

Note: The credibility of an evaluation depends in part on how independently it has been carried out. Independence implies freedom from political influence and organizational pressure. It is characterized by full access to information and by full autonomy in carrying out investigations and reporting findings.

Triangulation

The use of three or more theories, sources or types of information, or types of analysis to verify and substantiate an assessment.

Note: by combining multiple data-sources, methods, analyses, or theories, evaluators seek to overcome the bias that comes from single informants, single –methods, single observer or single theory studies.

Internal evaluation

Evaluation of a development intervention conducted by a unit and/or individuals reporting to the management of the donor

われる開発インターベンションの評価。
関連用語：自己評価

パートナー

相互に合意した目標を達成するために協働する個人及び（又は）組織。

注： パートナーシップの概念は、共通の上位目標、アウトカム（成果）に対する共同責任、明確なアカウンタビリティ（説明責任）及び相互義務を含んでいる。パートナーには、政府、市民社会、非政府組織、大学、専門及び事業団体、国際機関、私企業などが含まれる。

反事実的状況

開発インターベンションが行われなかったとしたら、当該個人、組織、グループが置かれたであろうと想定される状況あるいは状態。

評価

現在実施中、あるいは既に終了したプロジェクト、プログラム、政策及びその計画、実施、結果についての体系的かつ客観的な査定。目標の妥当性及び達成度、開発の効率性、有効性、インパクト、自立発展性（持続可能性）の判断を目的とする。評価は、得られる教訓が被援助国側、ドナー側双方の意思決定プロセスに活用されるような信頼性及び有用性の高い情報を提供するものでなければならない。

評価はまた、活動、政策、プログラムの価値や意義を決定するプロセスであり、計画中、実施中または既に終了した開発インターベンションについて、可能な限り体系的かつ客観的な査定である。

注： 評価は、標準を定義づけること、標準に照らした実績（パフォーマンス）を検証すること、実際の結果、予測される結果及び関連する教訓を見いだすことを見極めることである。

関連用語：レビュー

reporting to the management of the donor, partner, or implementing organization.

Related term: self-evaluation.

Partners

The individuals and/or organizations that collaborate to achieve mutually agreed upon objectives.

Note: The concept of partnership connotes shared goals, common responsibility for outcomes, distinct accountabilities and reciprocal obligations. Partners may include governments, civil society, non-governmental organizations, universities, professional and business associations, multi-lateral organizations, private companies, etc.

Counterfactual

The situation or condition which hypothetically may prevail for individuals, organizations, or groups were there no development intervention.

Evaluation

The systematic and objective assessment of an on-going or completed project, programme or policy, its design, implementation and results. The aim is to determine the relevance and fulfillment of objectives, development efficiency, effectiveness, impact and sustainability. An evaluation should provide information that is credible and useful, enabling the incorporation of lessons learned into the decision-making process of both recipients and donors.

Evaluation also refers to the process of determining the worth or significance of an activity, policy or program. An assessment, as systematic and objective as possible, of a planned, on-going, or completed development intervention.

Note: Evaluation in some instances involves the definition of appropriate standards, the examination of performance

評価可能性

活動やプログラムがどれほど信用、信頼に値する形で評価されうるかという度合い。

注：評価可能性の査定には、活動の目標が適切に限定されているか、その結果が実証可能かどうかを確認するために、評価対象の活動を早期に見直すことが必要である。

評価結果

評価結果は、ひとつまたは複数の評価から得られる証拠を用いるものである。

フィードバック

評価プロセスを通じて得られた評価結果を関係者に伝達することは、学習を促進する観点から有益である。またフィードバックには、経験から導き出された評価結果、結論、提言、教訓の収集及び普及が含まれることもある。

プログラム評価⁴

地球規模、地域別、国別、分野別等の開発目標を達成するために整理された一連のインターベンションの評価。

注：開発プログラムとは、分野、課題、及び（又は）地域を超えて実施されることのある、複数の活動を含む限定された期間内のインターベンションのことである。

関連用語：国別プログラム／戦略評価

プロジェクト評価⁵

個々の開発インターベンションを対象とする評価であり、この開発インターベンションとは、特定の資源と実施期間内で、また、往々にして、より広範に及

against those standards, an assessment of actual and expected results and the identification of relevant lessons.

Related term: review.

Evaluability

Extent to which an activity or a program can be evaluated in a reliable and credible fashion.

Note: Evaluability assessment calls for the early review of a proposed activity in order to ascertain whether its objectives are adequately defined and its results verifiable.

Finding

A finding uses evidence from one or more evaluations to allow for a factual statement.

Feedback

The transmission of findings generated through the evaluation process to parties for whom it is relevant and useful so as to facilitate learning. This may involve the collection and dissemination of findings, conclusions, recommendations and lessons from experience.

Program evaluation

Evaluation of a set of interventions, marshaled to attain specific global, regional, country, or sector development objectives.

Note: a development program is a time bound intervention involving multiple activities that may cut across sectors, themes and/or geographic areas.

Related term: Country program/strategy evaluation.

Project evaluation

Evaluation of an individual development intervention designed to achieve specific objectives within specified resources and implementation schedules, often within the

⁴ 外務省では「プログラムレベル評価」と呼称している。

⁵ 外務省では「プロジェクトレベル評価」と呼称している。

ぶプログラムの枠組み内において、特定の目標を達成するために計画されたものをいう。

注：測定可能な便益をもつプロジェクトの場合、費用便益分析は、プロジェクト評価の主要な手法である。便益が数量化できない場合は、費用対効果がよりふさわしいアプローチとなる。

プロジェクトあるいはプログラム目標

意図された物的、財政的、組織制度的、社会的、環境的、あるいはその他の開発支援結果であり、これらの実現に向け、プロジェクトもしくはプログラムが貢献することが期待されているものである。

プロセス評価

実施を担当する組織内部の力学、政策手段、サービス提供のメカニズム、運営実施、またこれらの連携状況の評価。

関連用語：形成評価

分析ツール

評価に際し、情報を処理、解釈するために使われる手法。

ベースライン調査

開発インターベンションに先だって行われる現状分析のことであり、この分析に基づいて、進捗状況の査定や比較が行われる。

ベンチマーク

参考となる点または標準のことであり、これに基づいて、実績（パフォーマンス）や達成度が査定される。

注：ベンチマークは、類似の他の組織がごく最近達成した実績（パフォーマンス）またはその状況の中で達成されるべきであると推測される事柄をも意味する。

メタ評価

implementation schedules, often within the framework of a broader program.

Note: Cost benefit analysis is a major instrument of project evaluation for projects with measurable benefits. When benefits cannot be quantified, cost effectiveness is a suitable approach.

Project or program objective

The intended physical, financial, institutional, social, environmental, or other development results to which a project or program is expected to contribute.

Process evaluation

An evaluation of the internal dynamics of implementing organizations, their policy instruments, their service delivery mechanisms, their management practices, and the linkages among these.

Related term: formative evaluation.

Analytical tools

Methods used to process and interpret information during an evaluation.

Base-line study

An analysis describing the situation prior to a development intervention, against which progress can be assessed or comparisons made.

Benchmark

Reference point or standard against which performance or achievements can be assessed.

Note: A benchmark refers to the performance that has been achieved in the recent past by other comparable organizations, or what can be reasonably inferred to have been achieved in the circumstances.

Meta-evaluation

この用語は、一連の評価から評価結果を集計することを意図した評価に対して使われる。また、評価の質の判断及び（又は）評価実施者の実績（パフォーマンス）を査定するための、評価の評価という意味で使われる。

目的

公に示された開発支援プログラムあるいはプロジェクトの目標

モニタリング

実施中の開発インターベンションの管理部門や主要な利害関係者に対して、目標の達成度及び進捗の度合い、配分された資金の活用状況に関する情報を提供するために、特定の指標に関するデータを体系的に集積したものをを用いて行う継続的な機能。

関連用語：実績モニタリング、指標

有効性

開発インターベンションの目標が実際に達成された、あるいはこれから達成されると見込まれる度合いのことであり、目標の相対的な重要度も勘案しながら判断する。

注：「有効性」とは、活動の長所または価値を総合的に測る尺度（もしくは判断）としても用いられる。すなわち、当該インターベンションが、持続的な方法で、また、組織制度開発上の発展にプラスのインパクトをもたらしながら、その主要な目標を効率的に達成したかもしくは達成すると見込まれる度合いのことである。

関連語：効能

利害関係者

開発インターベンションあるいはその評価に、直接または間接的に利害を有する機関、組織、グループ、個人。

リスク分析

インターベンション目標の達成に影響を及ぼす可能性のあるリスクを特定し、評価し、軽減するためのプロセス。

The term is used for evaluations designed to aggregate findings from series of evaluations. It can also be used to denote the evaluation of an evaluation to judge its quality and/or assess the performance of the evaluators.

Purpose

The publicly stated objectives of the development program or project.

Monitoring

A continuing function that uses systematic collection of data on specified indicators to provide management and the main stakeholders of an ongoing development intervention with indications of the extent of progress and achievement of objectives and progress in the use of allocated funds.

Related term: performance monitoring, indicator.

Effectiveness

The extent to which the development intervention's objectives were achieved, or are expected to be achieved, taking into account their relative importance.

Note: Also used as an aggregate measure of (or judgment about) the merit or worth of an activity, i.e., the extent to which an intervention has attained, or is expected to attain, its major relevant objectives efficiently in a sustainable fashion and with a positive institutional development impact.

Related term: efficacy.

Stakeholders

Agencies, organisations, groups or individuals who have a direct or indirect interest in the development intervention or its evaluation.

Risk analysis

An analysis or an assessment of factors

響する、もしくは影響することが見込まれる要素（ログフレームでは仮定と呼ばれる）を分析もしくは査定すること。開発インターベンションによって引き起こされる、人々の生命、健康、財産もしくは環境への望まれない負の結果が生じる可能性についての詳細検査、及びこうした望ましくない結果に関する情報を提供するための体系的プロセス、並びに明確になったリスクに関し、それが生じる確率及び予想されるインパクトを定量化するプロセスのことである。

レビュー

定期的あるいは任意に行われる、インターベンションの実績（パフォーマンス）を査定すること。

注：「評価」という語はしばしば「レビュー」よりも総合的及び（又は）より詳細な査定を意味するものとして使われる。レビューは実施面に重点を置く傾向がある。時折「レビュー」と「評価」が同義語として使われることがある。

関連用語：評価

ロジカル・フレームワーク（ログフレームム）

インターベンションの計画を改善させるために用いられるマネジメント・ツールであり、多くの場合プロジェクト・レベルにおいて使われる。これには成功又は失敗に影響する戦略的要素（インプット（投入）、アウトプット（産出物）、アウトカム（成果）、インパクト）やこれらの因果関係、指標及び仮定あるいはリスクを特定する作業が含まれる。ロジカル・フレームワークは、このように開発インターベンションの計画、実施及び評価を促進するものである。

関連用語：結果重視マネジメント

(called assumptions in the logframe) affect or are likely to affect the successful achievement of an intervention's objectives. A detailed examination of the potential unwanted and negative consequences to human life, health, property, or the environment posed by development interventions; a systematic process to provide information regarding such undesirable consequences; the process of quantification of the probabilities and expected impacts for identified risks.

Review

An assessment of the performance of an intervention, periodically or on an ad hoc basis.

Note: Frequently “evaluation” is used for a more comprehensive and/or more indepth assessment than “review”. Reviews tend to emphasize operational aspects. Sometimes the terms “review” and “evaluation” are used as synonyms.

Related term: evaluation.

Logical framework (Logframe)

Management tool used to improve the design of interventions, most often at the project level. It involves identifying strategic elements (inputs, outputs, outcomes, impact) and their causal relationships, indicators, and the assumptions or risks that may influence success and failure. It thus facilitates planning, execution and evaluation of a development intervention.

Related term: results based management

参考3

参考文献及び関連 WEB サイト

参考文献

大住莊四郎、『ニュー・パブリック・マネジメント：理念、ビジョン、戦略』、日本評論社、1999 年

大住莊四郎、「北欧型 NPM モデル：分権型から集権的システム改革へ」、国土交通政策研究第 8 号、2002 年

外務省、「『ODA 評価体制』の改善に関する報告書」、2000 年

外務省、「ODA 評価研究会報告書－我が国の ODA 評価体制の拡充に向けて－」、2001 年

田辺国昭、「20 世紀の学問としての行政学？：新しい公共管理論（New Public Management）の投げかけるもの」、『日本の行政学・過去、現在、未来・』日本行政学会編、ぎょうせい、2001 年

西尾勝、『行政学の基礎概念』、東京大学出版会、1990 年

山谷清志、『政策評価の理論とその展開』、晃洋書房、1997 年

山谷清志、『行政の新展開』、法律文化社、2002 年

Hatry, Harry P. *Performance Measurement: Getting Results*, Urban Institute, 2000

OECD DAC, *Principles for Evaluation of Development Assistance*, 1991

OECD DAC, *Review of the DAC Principles for Evaluation of Development Assistance*, 1998

OECD DAC, *Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Co-operation*, 1996

OECD DAC, *Result Based Management In The Development Co-operation Agencies: A Review of Experience*, 2000

OECD DAC, *Glossary of Key Terms in Evaluation and Result Based*

Management, 2002

OECD PUMA , *Performance Auditing and Modernization of Government*, 1996

Osborne, David and Gaebler, Ted *Reinventing Government: How the Entrepreneurial Spirit is Transforming the Public Sector*, PLUME, 1992

Paris 21, *A Better World for All*, 2000

Rossi, Peter H., Freeman, Howard E., Lipsay, Mark W. *Evaluation: A Systematic Approach, 6th Edition*, SAGE Publications, 1999

Weiss, Carol H. *Evaluation, 2nd Edition*, Prentice Hall, 1998

Wholey. J. S., *Results oriented management: Integrating evaluation and organizational performance incentives*. In G.J. Sstahler & W.R. Tash (Eds.), *Innovative approaches to mental health evaluation*, Academic Press, 1982

Wholey, J. S., *Evaluation and effective public management*, Little, Brown, 1983

Wholey, J. S., Hatry, Harry P., Newcomer, Kathryn E.(ed), *Handbook if Practical Program Evaluation*, Jossey-Bass, 1994

2. 関連 WEB サイト

アメリカ国際開発庁 (USAID) ホームページ
<http://www.usaid.gov/>

アメリカ国務省ホームページ
<http://www.state.gov/>

アメリカ連邦会計検査院 (GAO) ホームページ
<http://www.gao.gov/about/history>

英国国際開発省 (DFID) ホームページ
<http://www.dfid.gov.uk/>

外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

カナダ国際開発庁 (CIDA) ホームページ
<http://www.acdi-cida.gc.ca/>

経済協力開発機構（OECD）ホームページ

<http://webnet1.oecd.org/en/home/>

国連開発グループ（UNDG）ホームページ

<http://www.undg.org/>

国連開発計画（UNDP）ホームページ

<http://www.undp.org/mdg/>

国連経済社会局（UNDESA）ホームページ

<http://unstats.un.org/unsd/mi/mi.asp>

世銀ホームページ

<http://web.worldbank.org/website/external/projects/strategies/cdf>

総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp>

ドイツ経済協力開発省（BMZ）ホームページ

<http://bmz.de/en/>

フランス外務省ホームページ

<http://www.france.diplomatie.fr/>